

# 建築指導事務の概要

平成 26 年度

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

# 目 次

第1章	制度及び行政組織	
第1節	制度の運用・管理	7
1.	建築確認申請を必要とする地域の指定	7
2.	都市計画区域のうち用途地域の定めのない区域（白地地域）における建築形態規制	7
3.	建築基準法施行条例による規制	7
4.	建築基準法施行状況調査	8
第2節	行政組織の充実	9
第1	市における建築主事の設置促進等	9
1.	特定行政庁への移行の推進	9
2.	限定特定行政庁の発足の推進	10
3.	千葉県特定行政庁連絡協議会の運営	10
第2	県組織の運営等	11
1.	本庁	11
2.	出先機関	12
3.	千葉県建築審査会	13
4.	千葉県建築士審査会	14
5.	千葉県建築行政機関連絡協議会の運営	15
6.	日本建築行政会議への参画	15
7.	関東甲信越建築行政連絡会議への参画	16
8.	建築基準適合判定資格者検定	16
9.	建築担当職員研修	17
第3	市町村との連携	18
1.	地区計画等の区域内における建築物の制限条例	18
2.	建築基準法等の規定により知事又は建築主事に提出する書類の受理	18
第2章	建築指導行政の推進	
第1節	建築確認・許認可等	20
1.	確認申請・計画通知の審査	20
2.	安全措置等の計画の届出受理	21
3.	中間検査	21
4.	完了検査	22
5.	昇降機等の検査	22

6.	書類の閲覧	2 3
7.	建築確認・許可申請手数料	2 3
8.	用途地域の制限の許可	2 4
9.	建築物の形態規制等に係る許可	2 4
10.	接道義務の特例に係る許可	2 5
11.	建築協定の認可	2 5
12.	一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度による認定	2 6
13.	既存不適合建築物等の台帳の整備	2 6
14.	高さの認定	2 7
第2節	住宅金融支援機構災害関連融資等の設計及び現場審査	2 8
第3節	違反の是正指導	2 9
1.	建築パトロール	2 9
2.	建築監視モニター	2 9
3.	違反建築物等の指導	3 0
第4節	紛争処理	3 1
第5節	民間組織の充実	3 1
1.	建築士試験・免許登録	3 1
2.	建築士事務所の登録	3 4
3.	建築士事務所の業務実績報告書の受理	3 5
4.	建築士・建築士事務所に対する指導監督	3 5
5.	浄化槽工事業者の登録及び特例浄化槽工事業者の届出	3 8
6.	指定確認検査機関	3 9
7.	指定構造計算適合性判定機関	3 9
8.	団体の育成等	4 0
第3章	誘導的施策の推進	
第1節	建築物の防災対策	4 2
1.	既存建築物の耐震化の促進	4 2
2.	被災建築物の応急危険度判定体制の整備	4 3
3.	防災対策に係る連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進	4 4
4.	ブロック塀等安全対策	4 4
5.	落下物防止対策	4 4
6.	民間建築物のアスベスト対策	4 4
7.	特殊建築物の定期報告	4 4
8.	一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会	4 5
9.	防災査察の実施	4 7

10.	がけ地近接等危険住宅移転事業	4 8
第2節	福祉のまちづくり	5 1
1.	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	5 1
2.	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進	5 1
第3節	環境にやさしい建築物	5 3
1.	環境にやさしい建築物整備マニュアルの策定	5 3
2.	電波伝搬障害防止に対する協力	5 3
3.	千葉県防災行政無線電波障害防止対策に対する協力	5 3
4.	自然公園区域内における建築物に係る事前協議	5 3
5.	印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会	5 4
6.	海老川流域水循環再生推進委員会	5 4
7.	印旛沼流域水循環健全化会議	5 4
8.	廃棄物処理施設設置等協議会	5 4
9.	公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの指導	5 4
10.	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)による届出の受理	5 4
第4節	まちづくりの連携	5 5
1.	大規模開発連絡調整会議	5 5
2.	千葉県駐車問題協議会	5 5
3.	千葉県不法ヤード対策協議会	5 5
第5節	リゾート地域における建築物	5 6
1.	リゾート地域における建築物の規制	5 6
2.	リゾート地域大型建築物指導要綱準則	5 7
3.	千葉県リゾート地域建築環境整備ガイドライン	5 7
第4章	その他	
第1節	千葉県建築文化賞	5 9
1.	千葉県建築文化賞	5 9
第2節	建築動向の把握	6 0
1.	建築動態統計調査	6 0
2.	建築物実態調査	6 1
第3節	建築行政共用データベースシステムの導入	6 2
1.	建築行政共用データベースシステムの導入	6 2
第4節	千葉県建築行政マネジメント計画	6 2

◎統計等資料

1.	建築着工状況年別推移	64
2.	建築着工状況グラフ	66
3.	特定行政庁（12市）の状況	67
4.	限定特定行政庁（9市）の状況	68
5.	県建築指導課の状況	69
6.	県出先機関の状況	71
7.	建築基準法の確認等に係る事務の所管区分	72
8.	特定行政庁別建築確認・計画通知件数	73
9.	県出先機関別建築確認事務取扱件数	74
10.	特定行政庁別建築確認・計画通知・許可件数の推移	75
11.	特定行政庁別許可等申請取扱件数	78
12.	建築行政区域図	80

# 第1章 制度及び行政組織

## 第1章 制度及び行政組織

### 第1節 制度の運用・管理

建築指導行政に係わる制度は、建築基準法、建築士法等により基準が全国一律に定められているものと、地域の風土の特殊性等により、地方公共団体が定めているものがある。

県は、建築確認申請を必要とする地域の指定、建築基準法施行条例による規制等を行っている。

また、施行状況を把握するための調査を行っている。

#### 1. 建築確認申請を必要とする地域の指定

建築確認申請を必要とする建築物については、建築基準法第6条第1項第1号～4号に定められているが、そのうちの一つに「知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物」との規定があり、現在7市町の12地区を指定している。

#### 2. 都市計画区域のうち用途地域の定めのない区域（白地地域）における建築形態規制

平成12年5月に公布された都市計画法及び建築基準法の改正により、白地地域の建築物の形態規制（容積率、建ぺい率、高さ等）について、これまでの一律の規制値ではなく、特定行政庁が、土地利用の状況に応じて規制値を選択し指定するよう義務付けられたことから、平成16年2月3日に新たな規制値を指定したところであり（平成16年5月1日から適用）、都市計画の変更等に応じて随時見直しを行っている。

#### 3. 建築基準法施行条例による規制

建築基準法では、地方公共団体がその地方の気候風土の特殊性や土地利用の状況等を考慮し、条例で建築物の建築に関する制限等を定めることができるとされている。

これに基づき、県では、建築基準法施行条例により、建築物の建築に際し一定の規制を行っている。

<主な規制の内容>

- がけ付近の建築物の敷地
- 大規模な建築物の敷地と道路との関係
- 特殊建築物（学校、映画館、百貨店、公衆浴場、旅館、共同住宅、児童福祉施設、長屋、倉庫等）の敷地、構造及び建築設備
- 日影の制限に係る区域等の指定
- 建築設備（エレベーター、エスカレーター等）
- 特定区域（リゾート地域）の特例

また、平成 16 年 6 月に公布された改正建築基準法により、

- ① 既存建築物に対する勧告及び是正命令制度の強化
- ② 既存建築物の増改築等に当たり、現行規定を適用しなくてもよい部分の拡大
- ③ 特定行政庁の全体計画認定による段階的な改修制度の創設

などの規定が整備されたことから、県においても、建築基準法施行条例を改正し、既存建築物に対する制限の緩和等により、耐震改修等の促進を図ることとしている。

この改正条例は、平成 17 年 10 月 25 日（一部の規定は、平成 18 年 4 月 1 日）から施行されている。

#### 4. 建築基準法施行状況調査

- 建築許可申請取扱件数
- 仮使用承認件数
- 中間検査実施状況
- 完了検査実施状況
- 道路位置指定申請取扱状況
- 確認申請手数料等収入額等
- 建築物の定期調査の状況
- 違反建築物の状況
- 建築物の災害状況



## 第2節 行政組織の充実

建築指導行政は、個々の建築物の安全性の確保等にかかる分野とまちづくりの観点からの建築の誘導にかかる分野とがある。

個々の建築物にかかる事務は、建築主事を設置している市は特定行政庁として処理し、建築主事を置かない市町村は、県が処理している。

まちづくりの観点にかかる事務は、近年その重要性が認識され、県と市町村が連携して処理している。

建築指導行政は、法制度及び社会的要請の両面から大きな転換期にあり、今後なお一層の制度・組織の充実が必要である。

### 第1 市における建築主事の設置促進等

#### 1. 特定行政庁への移行の推進

市町村が、建築基準法第4条の規定による建築主事を置くことにより、当該市町村長は、同法第2条第35号の規定による特定行政庁となり、建築主事の処理する事務と合わせると、その市町村の建築指導行政の大部分を処理することになる。

現在、人口25万人以上の6市が同法第4条第1項の規定により建築主事を置き（いわゆる義務市）、特定行政庁となっている。

また、人口25万人未満の市町村も同法第4条第2項の規定により建築主事を置くことができ（いわゆる任意市町村）、現在6市がこの規定により特定行政庁となっている。

今後、同法第97条の2の規定による、いわゆる限定特定行政庁の市について、人口が15万人以上の市、人口10万人以上でかつ限定特定行政庁発足後10年以上経過している市又は同法第6条第1項第1号から第3号の建築物の建築が特に多い市については、特定行政庁への移行を推進していく。

#### ○ 特定行政庁（市）

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市

（統計等資料4を参照）

## 2. 限定特定行政庁の発足の推進

市町村が、建築基準法第97条の2の規定による建築主事を置くことにより、当該市町村長は同法第4条の規定による特定行政庁となり（いわゆる限定特定行政庁）、建築主事の処理する事務と合わせ、その市町村の建築指導行政の一部を処理することとなる。

現在9市が限定特定行政庁となっているが、人口が6万人以上でありかつ人口が増加傾向にある市、若しくは市制施行後相当年を経過し成熟度が高い市について、人口及び建築動向を見ながら限定特定行政庁の発足を促進していく。

### ○ 限定特定行政庁（市）

流山市、鎌ヶ谷市、野田市、君津市、成田市、茂原市、四街道市、白井市、  
印西市

（統計等資料5を参照）

## 3. 千葉県特定行政庁連絡協議会の運営

千葉県特定行政庁連絡協議会は、千葉県、特定行政庁12市及び限定特定行政庁9市で構成し、研修会の開催、情報交換等を行い、建築行政の円滑な運営に努めている。

主な事業実績

### ○ 会議等

- ・ 千葉県特定行政庁連絡協議会全体会議
- ・ 千葉県特定行政庁・指定確認検査機関連絡協議会
- ・ その他、情報交換及び事例研究等に係る協議 等

### ○ 講習会等

- ・ 建築担当職員研修
- ・ 建築行政職員構造研修会
- ・ 「建築物の防火避難規定の解説」講習会 等

### ○ 理事会

### ○ 研究部会等

- ・ 建築行政マネジメント計画研究部会
- ・ 建築審査研究部会
- ・ 同研究部会 構造分科会
- ・ 市街地環境研究部会
- ・ 耐震改修促進計画研究部会
- ・ 指定確認検査機関研究部会
- ・ 違反建築物等対策研究部会

## 第2 県組織の運営等

### 1. 本庁

本庁においては、県土整備部都市整備局建築指導課に2室・4班が置かれ、県内の建築指導事務を総括しており、国及び市町村並びに庁内関係課及び出先機関と連携して、以下の事務事業の適正な執行を図っている。

#### (1) 建築指導課の分掌事務

- 建築物に係る調査及び施策の企画調整に関すること。
- 建築形態規制に係る区域指定等に関すること。
- 建築関係団体及び建築士等の指導に関すること。
- 建築物の防災対策の推進に関すること。
- 誘導的建築行政推進のための事業に関すること。
- 建築士法、建築基準法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、浄化槽法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、独立行政法人住宅金融支援機構法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、千葉県福祉のまちづくり条例等の施行に関すること。（他課が所管するものを除く。）
- 建築審査会及び建築士審査会に関すること。

#### (2) 建築指導課の職員配置状況

H26.6.1 現在

班・室名	職区分		副課長		主幹		班長		主査		副主査等		その他 ※1	合計			
	課長	副技監	技	事	技	事	技	事	技	事	技	事		技	その他	計	
—	1		1	2										1	3		4
管理調整班						1					1	1		2	1		3
企画班							2					3			5		5
建築指導室		1					1		1			3			6		6
耐震防災室					1		1					3			5		5
建築審査班							1		1			4	1		6	1	7
構造設備審査班							1		2						3		3
計	1	1	1	2	1	1	6		4	1	14	1	3	※2	29	1	33

1 その他内訳は、嘱託職員1名である。

2 技術職員29名のうち、建築技術職員は28名、電気技術職員は1名（構造設備審査班）である。

3 兼務職員は除く

## 2. 出先機関

### (1) 出先機関の建築指導事務

- 建築物等の許可、確認、検査等及び届出の受理に関すること。
- 道路の位置の指定に関すること。
- 建築士等の指導監督に関すること。
- 浄化槽の設置等に関すること。
- 特殊建築物の定期調査報告に関すること。
- 違反建築に係る建築主、施工者、設計者等の指導に関すること。

### (2) 出先機関の職員配置状況

H26.6.1 現在

機関名	課長	副主幹	主査	副主査等	嘱託 職員	合計		
	技	技	技	技		技	嘱託 職員	計
柏土木事務所 建築宅地課	1	1		3	1	5	1	6
印旛土木事務所 建築課	1	1	1	2	1	5	1	6
成田土木事務所 建築宅地課	1	2	1	2	1	6	1	7
香取土木事務所 建築宅地課	1	1	1		1	3	1	4
海匝土木事務所 建築宅地課	1	1	1	2	1	5	1	6
山武土木事務所 建築宅地課	1		3	6	1	10	1	11
長生土木事務所 建築宅地課	1	1		2	1	4	1	5
夷隅土木事務所 建築宅地課	1	1		1	1	3	1	4
安房土木事務所 建築宅地課	1	2		2	1	5	1	6
君津土木事務所 建築宅地課	1	1	2	3	1	7	1	8
計	10	11	9	23	10	※1 53	10	63

※ 1 技術職員 53 名のうち、建築技術職員は 47 名、土木職員は 6 名（成田 2 名・山武 2 名・君津 2 名）である。

### 3. 千葉県建築審査会

建築基準法に規定する許可の同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決を行うとともに、知事の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を審議する機関であり、現在の委員は次表のとおりである。

なお、特定行政庁の12市には、市建築審査会が置かれている。

#### 千葉県建築審査会委員名簿

(平成25年3月19日より)

氏名	発令年月日	任期(期限)	専門	備考
服部 岑 生	平成24年11月17日	平成26年11月16日	建築	会長
横内 憲 久	〃	〃	都市計画	会長代理
足立 順 子	〃	〃	経済	
鈴木 進	〃	〃	建築	
橋本 都 子	〃	〃	建築	
鈴木 美 和	〃	〃	公衆衛生	
石井 慎 一	平成25年3月19日	〃	法律	

#### 開催状況

平成25年度実績

回数	月日	議題		備考
		許可	その他	
第1回	25.5.31	9件		
第2回	25.7.22	15件		
第3回	25.9.9	6件		
第4回	25.11.12	8件		
第5回	26.1.27	14件		
第6回	26.3.24	13件		
計		65件		

#### 4. 千葉県建築士審査会

知事が二級建築士、木造建築士の懲戒処分を行うとき又は二級建築士事務所、木造建築士事務所の監督処分を行うときの同意及び二級建築士試験、木造建築士試験に関する事項を審議する機関で、現在の各委員は次表のとおりである。

千葉県建築士審査会委員名簿

氏名	発令年月日	任期（期限）	備考
伊 藤 徹	平成 26 年 4 月 20 日	平成 28 年 4 月 19 日	会長
中 島 明 子	〃	〃	
青 柳 英 俊	〃	〃	
度 会 紀 子	〃	〃	
下 川 幸 一	〃	〃	

#### 開催状況

平成 25 年度実績

開催月日	議題
25.6.7	1) 建築士の処分について 2) 定期講習未受講者への対応について
25.8.19	1) 二級・木造建築士試験「学科の試験」の合格基準点の決定について
25.11.27	1) 二級・木造建築士試験「設計製図の試験」の合格基準点の決定について
26.3.19	1) 定期講習未受講者への対応について

## 5. 千葉県建築行政機関連絡協議会の運営

千葉県建築行政機関連絡協議会は、県建築指導課及び土木事務所の建築担当課で構成し、情報交換、事例研究、運用基準の調整等を行い、建築指導事務の円滑化を図っている。

### 開催状況

平成 25 年度実績

回数	月日	場所	主な協議事項
第 1 回	25.4.24	千葉市	平成 25 年度の建築指導課各室の事業方針について
第 2 回	25.7.9	千葉市	耐震改修促進法の改正について
第 3 回	25.9.11	千葉市	建築行政マネジメント計画のフォローアップについて
第 4 回	25.11.6	千葉市	平成 25 年度専門委員会中間報告について
第 6 回	26.3.14	千葉市	平成25年度専門委員会最終報告について

## 6. 日本建築行政会議への参画

日本建築行政会議は、建築主事等の知識、技術の向上を図るため、全国会議、海外団体との交流、研究会等の事業を実施している。

県としては、建築指導事務の充実を図るため積極的に参加している。

### 日本建築行政会議への参画

平成 25 年度実績

月日	場所	内容
25.4.26	東京都	平成 25 年度日本建築行政会議総会及び講演会
25.11.7 ～11.8	富山県	平成 25 年度日本建築行政会議全国会議

この他、研究部会として (1) 基準総則部会 (2) 防災部会 (3) 構造部会 (4) 市街地部会 (5) 設備部会 (6) 安全安心推進部会 (7) 指定機関部会 (8) 構造計算適合性判定部会がワーキンググループも含め、開催されている。このうち、基準総則部会、構造部会及び安全安心推進部会のワーキンググループに参加している。

#### 7. 関東甲信越建築行政連絡会議への参画

関東甲信越ブロック内の各特定行政庁が、相互の連絡及び協議等を通じて建築行政の円滑な運営を図ることを目的として設置された「関東甲信越建築行政連絡会議」の構成員として千葉県も参画している。

この会議の事業としては、建築行政に関する諸問題の調査及び研究並びに報告等を行い成果を上げている。

#### 開催状況

平成 25 年度実績

月日	場所	会議内容
25.11.22	群馬県	建築行政の動向について 世界遺産登録を見据えたまちづくり 他

#### 8. 建築基準適合判定資格者検定

建築基準法第 5 条第 2 項の規定による建築基準適合判定資格者検定は、平成 25 年 8 月 30 日（金）に行われ、本県からは、62 名が受験申込みをし、16 名が合格している。



## 9. 建築担当職員研修

建築業務に従事する職員として、その職務を遂行するに当たり必要な専門知識及び技術の習得を図るため、主として、新規採用職員を対象に毎年度実施している。

平成 20 年度からは、特定行政庁の市の建築担当職員も研修の対象としている。

### 実施状況

平成 25 年度実績

月日	場所	参加者	内容
25.5.27 25.5.29	県職員 能力開発 センター (千葉市)	47 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築指導課長講話</li> <li>・ 建築基準法概論</li> <li>・ 各室・班の事務等について</li> <li>・ 各種申請の事務処理の流れと根拠法令等</li> <li>・ 建築基準法の解説（総則・防火規定）</li> <li>・ 建築基準法における許認可制度について</li> </ul>
25.11.11 25.11.13		44 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画制度について</li> <li>・ 住宅行政について</li> <li>・ 事故事例について</li> <li>・ 耐震改修促進法について</li> <li>・ 応急危険度判定業務について</li> <li>・ 指導行政について</li> <li>・ 建築確認検査業務について（意匠・構造・設備）</li> <li>・ 研修生による意見交換</li> </ul>

### 第3 市町村との連携

#### 1. 地区計画等の区域内における建築物の制限条例

地区計画等の区域内の建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項に関して、計画で定められた事項で特に重要な事項について、市町村は条例を定めることによって建築基準法の制限とすることができ、規制措置が可能となる。

県は、市町村の条例制定に関して助言を行っている。

#### 2. 建築基準法等の規定により知事又は建築主事に提出する書類の受理

千葉県では、千葉県建築基準法施行細則第2条の規定により、建築基準法等に基づき知事又は建築主事に提出する申請書又は届書は当該建築物等の所在地の市町村に提出することとなっている。

市町村は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）第2条の規定により、これらの書類の受理事務について知事から権限移譲されている。

受理事務については、市町村建築確認申請書等取扱要綱に基づいて処理することとしている。

#### 市町村における事務処理内容

##### ○ 建築確認申請書の受理について

（受理印、台帳、証紙、消防同意、用途地域・建ぺい率・容積率の調査  
工事届、浄化槽設置にかかる意見等、進達）

##### ○ 確認済証について

（台帳、交付等）

##### ○ 完了検査の申請の受理について

（受理印、進達）

## 第2章 建築指導行政の推進

## 第2章 建築指導行政の推進

安全で快適な潤いのある豊かな環境の住みよいまちづくりを目指し、魅力ある都市環境、住環境を形成していくため、一つ一つの建築に対する的確な規制誘導が極めて重要である。

このような観点から建築基準法が定められ、建築物の安全性等の最低基準を示し、建築確認、検査等により、実効性を確保している。また、同時に建築の設計、監理に携わる建築士の資格等を定めた建築士法により、必要な技術者の育成・指導を行っている。

さらに近年、大規模建築、高齢者対応、環境問題等に対し許可、認定、指導、調整等により一層適切な執行、運用を図っている。

### 第1節 建築確認・許認可等

建築確認の事務は、建築工事着手前に建築計画を提出し、その計画が建築基準法等の関係規定に適合している旨の確認をするものである。

この建築確認の事務は、建築基準法により建築主事が行うこととされ、市又は県に置かれる建築主事が行っている。なお、平成11年5月1日から民間の指定確認検査機関も、この事務を行うことが可能になった。

#### 1. 確認申請・計画通知の審査

建築主は建築物、建築設備及び工作物を造る場合には、その工事着手前に確認申請書を提出し、その計画が建築基準法に適合していることの確認を受けなければならない。

国県等の公的機関は確認申請ではなく、計画通知をしなければならない。

建築主事は提出された確認申請書等を審査し、法に適合するものについて確認処分をしている。

なお、事務の所管区分は、統計等資料8のとおりである。

建築確認等の状況

所管区分	24年度	25年度	備考
県・建築指導課	53	48	計画通知及び計画変更 の確認件数を含む
県・出先機関	932	970	
県・計	985	1,018	
市・特定行政庁	892	916	
市・限定特定行政庁	632	574	
市・計	1,524	1,490	
県内合計	2,509	2,508	

詳細は、統計等資料9～12を参照

## 2. 安全措置等の計画の届出受理

百貨店、病院、ホテル等の特殊建築物及び地下の工作物内に設ける建築物で政令で定めるものの建築主は、当該建築物の新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に当該建築物を使用する場合には、あらかじめ工事中の安全措置等に関する計画を作成して、特定行政庁に届け出なければならない。

届け出のあった安全計画書に記載された安全上、防災又は避難上講ずる措置が、当該工事中の建築物の安全を確保するために十分でないと思われる場合には、その改善を指導することで、安全性の向上を図っている。

## 3. 中間検査

平成 11 年 5 月 1 日に施行された改正法第 7 条の 3 により、特定行政庁が、その地方の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限って特定工程として指定したものは、法律に基づき中間検査の対象となり、検査に合格しないものは次の工程へ進めないこととなった。

本県の場合、平成 11 年 12 月 1 日に指定し、平成 12 年 3 月 1 日より 3 年ごとに対象工種を見通しながら、制度を運用している。なお、平成 23 年 10 月 1 日より、千葉県内特定行政庁も含めて、対象建築物を統一した。

中間検査合格証交付件数

所管区分	24 年度	25 年度	備考
県	3	4	
特定行政庁（市）	39	27	
限定特定行政庁（市）	25	22	
県内合計	67	53	

#### 4. 完了検査

工事が完了した建築物又は工作物が、これらに関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは検査済証を交付する。

検査は、現場における形態等のチェックのほか、必要に応じて工事中の記録についても実施する。

#### 検査済証交付の状況

平成 25 年度実績

所管区分	検査済証交付件数	備考
県・建築指導課	13	計画通知を含む
県・出先機関	481	〃
県・計	494	〃
市・特定行政庁	383	〃
市・限定特定行政庁	329	〃
市・計	712	〃
県内合計	1206	〃

#### 5. 昇降機等の検査

工事が完了した昇降機等について建築基準法、同施行令、同条例及び昇降機に関する取扱指導指針に適合させるべく検査し、適合と認められた場合に検査済証を交付している。

#### 昇降機等の検査済証交付件数の状況

平成 25 年度実績

所管区分	検査済証交付件数	備考
県・建築指導課	24	計画通知を含む
県・出先機関	3	〃
県・計	27	〃
市・特定行政庁	28	〃
市・限定特定行政庁	0	〃
市・計	28	〃
県内合計	55	〃

## 6. 書類の閲覧

建築基準法第93条の2により、建築確認処分をした建築物等にかかる建築計画概要書及び建築基準法令による処分の概要書について、紛争予防、違反建築物の未然防止及び消費者保護の観点から、請求に応じて閲覧できる仕組みとなっている。

閲覧の状況

所管区分	24年度	25年度	備考
県・建築指導課	75	71	
県・出先機関	322	493	
県・計	397	564	
市・特定行政庁	19,623	14,538	
市・限定特定行政庁	702	741	
市・計	20,325	15,279	
県内合計	20,722	15,843	

## 7. 建築確認・許可申請手数料

使用料及び手数料条例により、建築確認申請等をする者が手数料を納入するものである。

手数料収入の状況

所管区分	24年度	25年度	備考
県・建築指導課	794 万円	531 万円	
県・出先機関	3,087	2,867	
県・計	3,881	3,398	
市・特定行政庁	6,088	5,552	
市・限定特定行政庁	1,314	1,426	
市・計	7,402	6,978	
県内合計	11,283	10,376	

本表には、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料を含む。  
適合性判定手数料、条例認定手数料は除く。

## 8. 用途地域の制限の許可

建築基準法第 48 条により、用途地域内に建築する建築物の用途制限に抵触する場合の許可に際し、特定行政庁は、公開による利害関係者からの意見の聴取及び建築審査会の同意をその要件とし、用途地域の制限の目的に関し、住環境を害するおそれのないものや公益上やむを得ないと認めるもの等を許可対象にしている。

許可の状況

所管区分	24 年度	25 年度	備考
県・建築指導課	6	1	
市・特定行政庁	16	17	
県内合計	22	18	

## 9. 建築物の形態規制等に係る許可

建築物の形態等についての制限の許可の際、特定行政庁は、建築審査会の同意を得て、主としてその計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合に許可することができる。

主な許可としては、容積率の制限の許可、第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域内における高さの制限に関する許可、道路及び北側斜線制限等に関する許可及び日影制限に関する許可等がある。

また、高度利用地区内の建築物の各種形態規制の緩和等がある。

その他、総合設計による許可や卸売市場やごみ焼却場等の位置の決定に関する許可（都市計画審議会の議を経て、その敷地が都市計画上支障がないと認める場合）及び仮設建築物にかかる許可（建築審査会の同意は不要）等がある。

法第 51 条ただし書許可の状況

所管区分	24 年度	25 年度	備考
県・建築指導課	1	2	
市・特定行政庁	1	3	
県内合計	2	5	



#### 10. 接道義務の特例に係る許可

建築物の敷地の接道義務の例外許可の際、特定行政庁は、建築審査会の同意を得て、建築物又はその敷地が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合に許可することができる。

許可の状況

所管区分	24年度	25年度	備考
県・建築指導課	69	59	
市・特定行政庁	191	229	
県内合計	260	288	

#### 11. 建築協定の認可

住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進すること等を目的とし、地域住民の合意により、法の一般基準を超えた基準を定めることを認めた制度である。協定は市町村の条例で定めた区域（都市計画区域外においても適用可）において、土地の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者が、その全員の合意によって協定を結び、特定行政庁の認可を経ることにより公的な拘束力を与えようとするものであり、協定認可公告後に権利を得た土地所有者にも効力が及ぶ。建築基準法制定当初はその活用が十分でなかったが、昭和51年の改正で1人の土地所有者でも協定締結が可能となったこと等から、活用が促進され、地区レベルのまちづくり手法として、地区計画制度とともに良好な環境のまちづくりに多大な成果を上げている。

建築協定の認可状況（失効分を含む）

	全県下		県認可分		市・特定行政庁分	
平成25年度認可	7件	22.13 ha	2件	2.46 ha	5件	19.67 ha
平成24年度以前認可	419件	1,769.47 ha	192件	1,101.92 ha	227件	667.55 ha
合計	426件	1,791.60 ha	194件	1,104.38 ha	232件	687.22 ha

## 12. 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度による認定

一団地の総合的設計制度は、一団地内に二以上の構えを成す建築物で、総合的設計によって建築する場合に、特定行政庁がその建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したものについては、接道義務、容積率、建ぺい率、斜線制度、日影制限等の規定を同一敷地内にあるものとみなす制度である。

また、連担建築物設計制度は、複数敷地により構成される一団の土地の区域内において、既存建築物の存在を前提とした合理的な設計により、建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障ないと特定行政庁が認めるものについては、複数建築物が同一敷地内にあるものとみなす制度である。

これらの制度を活用することにより、市街地の環境を確保しつつ、建築物による土地の有効利用を図ることができる。

認定の状況

所管区分	22年度末	23年度	23年度末	24年度	24年度末	25年度	25年度末
県・建築指導課	562	7	569	8	577	5	582
市・特定行政庁	726	21	747	24	771	25	796
県内合計	1,288	28	1,316	32	1,348	30	1,378

## 13. 既存不適合建築物等の台帳の整備

建築基準法第3条第2項により、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の改正規定は、適用の際現に存在している建築物等（既存不適合建築物等という。）に対し適用しない。

既存不適合建築物等の増改築等を行う場合、政令で定める範囲であれば引き続き既存不適合建築物等として扱われ、この扱いをするために不適合建築物等台帳を整備している。

台帳の整備に当たり、既存不適合建築物等の所有者、管理者又は占有者に台帳の提出を求め、記載事項について、現地を確認している。

#### 14. 高さの認定

建築基準法第 55 条第 2 項により、都市計画により、建築物の高さが 10 メートル以内と定められた第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域内で、敷地内の空地及び敷地面積が政令第 130 条の 10 の規定に適合し、低層住宅に係る良好な住居環境を害するおそれがないと認められるものの高さの限度を 12 メートルとするものである。

認定の状況

所管区分	24 年度	25 年度	備考
県・建築指導課	1	1	
市・特定行政庁	1	3	
県内合計	2	4	

## 第2節 住宅金融支援機構災害関連融資等の設計及び現場審査

住宅金融支援機構は、昭和25年住宅金融公庫法に基づき設立された旧住宅金融公庫を前身とし、平成19年4月に設立された政府系金融機関である。

県では、住宅金融支援機構法に基づき住宅金融支援機構と業務委託契約を結び、災害関連住宅建設等の融資に係る設計審査及び現場審査を行っている。

また、旧住宅金融公庫融資の団地住宅等の設計審査・現場審査も継続して行い、適正な住宅が建設されることに寄与している。

県は住宅金融支援機構から受託している業務の一部について、住民のサービス向上を図るため、住宅金融支援機構再委託基準に基づき市町の建築主事、建築技術者の配置状況等適格性を勘案し、市町へ再委託を行っている。

### 機構再委託業務を行っている市町の一覧

平成25年4月現在

委託内容	災害復興住宅融資再委託
市町名	習志野市、流山市、木更津市、鎌ヶ谷市、野田市、君津市、成田市、茂原市、四街道市、銚子市、旭市、白井市、印西市、富里市、香取市、匝瑳市、いすみ市（以上17市）

### 第3節 違反の是正指導

近年、違反建築物件数（棟数）は横ばい傾向にあるが、違反事項別件数では、手続違反の他、違反処理の困難を伴う実態違反が相変わらず多い。

県としてもこの事態に対応するために、適切かつ迅速な違反処理を求められているため、昭和46年から建築指導課及び各関係出先機関の職員を建築監視員として任命し、違反処理の迅速化かつ効果的な是正指導を目指している。また、併せて下記の施策を行い、より一層の建築指導行政の円滑化、適正化に努めている。

#### 1. 建築パトロール

違反建築物の発生を未然に防止することを目的として、各関係出先機関独自の建築パトロール、建築指導課及び各関係出先機関と合同の建築パトロール、県下一斉建築パトロール等を、関係市町村等の協力を得ながら計画的に行っている。

建築パトロール等における違反建築物の概要（棟数）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
パトロール回数	111	116	114	129	132	127	132
立入棟数	1,108	1,066	1,051	1,152	1,296	1,160	1,255
違反棟数	59	87	92	95	55	42	73
是正棟数	25	32	40	64	18	14	40

#### 2. 建築監視モニター

都市の健全な発展を図るため、民間の建築士の中から25名の建築監視モニターを委嘱し、違反建築物の早期発見、よりきめの細かい技術的な指導や地域に根ざした建築基準法の啓発を官民が力を合わせて行っている。

### 3. 違反建築物等の指導

平成 25 年度に調査のために立ち入った建物は 1,255 棟であるが、このうち違反があったのは 73 棟である。

違反内容の主なものは、手続違反、構造耐力上の規定、屋根・外壁の不燃等規定、避難施設等の制限、耐火構造・防火構造等の規定等であるが、これらの違反に対しては、違反建築物事務処理要綱による指導や法に基づく措置命令を行っている。

#### 違反建築物事項別件数

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までの建築パトロール等のもの

違反事項	違反該当条項	違反事項件数	是正された件数
確認申請手続	法第 6 条	61	41
第 22 条指定区域内の屋根、外壁の不燃	法第 22 条・第 23 条	6	11
避難施設等	法第 35 条	17	0
内装制限	法第 35 条の 2	0	0
耐火構造・防火構造等	法第 27 条・第 36 条	16	3
構造耐力上の規定	法第 20 条・第 36 条	10	18
敷地等と道路の関係	法第 43 条	2	0
道路内の建築制限	法第 44 条	0	0
私道の変更又は廃止の制限	法第 45 条	0	0
用途地域内の建築制限	法第 48 条	1	0
容積率制限	法第 52 条	0	0
建ぺい率制限	法第 53 条	1	0
第一種住居専用地域内の外壁後退距離	法第 54 条	0	0
第一種住居専用地域内の絶対高さ制限	法第 55 条	0	0
道路斜線制限	法第 56 条第 1 項第 1 号	0	0
隣地斜線制限	法第 56 条第 1 項第 2 号	0	0
北側斜線制限	法第 56 条第 1 項第 3 号	0	0
日影による中高層の建築物の高さ制限	法第 56 条の 2	0	0
高度地区の高さ制限	法第 58 条	0	0
防火、準防火地域内の建築物	法第 61 条・第 62 条	0	0
〔確認表示板掲示なし〕	法第 89 条	〔 132 〕	〔 58 〕
その他		4	2
合計		118	75

注) 合計は〔 〕を除く。

## 第4節 紛争処理

建築基準法は、個々の建築物の安全、防火及び衛生上に関する基準と建築物の配置、形態、用途に関する基準を定め、もって国民の生命、財産等を保護することを目的としているが、近年の市街地の高密度化等社会環境の変化やライフスタイル及び建築物の多様化に伴い、建築物に関する紛争も多岐にわたってきている。

したがって、これらに伴う相談件数も数多く寄せられてきており、県としては、建築基準法に関する内容・制度の説明、解釈及び建築事務としての指導はもとより、より適切な相談窓口を教示するなど、問題解決に努めている。

## 第5節 民間組織の充実

建築士法に基づき建築物の設計、工事監理を行う技術者の専門技術の水準の確保と質の向上を図るとともに、業務に対する責任制度が確立されるよう努めている。

浄化槽法に基づき浄化槽施工業者の適正な業務の遂行が図れるよう指導に努めている。

建築基準法に基づき建築物等の確認検査を行う指定確認検査機関並びに一定の高さ等を超える建築物の構造計算の法適合性や計算過程等の審査を行う指定構造計算適合性判定機関の指定を行うほか、これらの機関が適正な業務を行うための指導に努めている。

### 1. 建築士試験・免許登録

建築士法により、一定規模の建築物の設計、工事監理は一級建築士、二級建築士、木造建築士でなければならないこととされている。

また、一級建築士は国土交通大臣の、二級建築士、木造建築士は知事の試験に合格し免許を受けなければならない。

#### (1) 二級建築士試験及び木造建築士試験

二級建築士試験は、7月7日(日)に「学科の試験」を、また9月15日(日)に「設計製図の試験」を、木造建築士試験は7月28日(日)に「学科の試験」を、また10月13日(日)に「設計製図の試験」を習志野市の日本大学生産工学部において実施し、結果は次表のとおりである。

なお、二級建築士試験の合格者は、昭和26年に試験制度が始まってから23,555名となり、このうち平成26年3月末現在22,674名が二級建築士免許登録をしている。また、木造建築士試験については、昭和59年に試験制度が始まってから461名が合格し、平成26年3月末現在452名が木造建築士免許登録をしている。

平成 25 年「学科の試験」結果表

種別	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
二級建築士	1,282 人	978 人	269 人	27.5 %
木造建築士	13 人	10 人	4 人	40.0 %

平成 25 年「設計製図の試験」結果表

種別	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
二級建築士	514 人	429 人	232 人	54.0 %
木造建築士	6 人	5 人	4 人	80.0 %

二級建築士試験及び木造建築士試験年別結果表

種別	年別	受験有資格者	欠席者	受験者	受験率	合格者	合格率
二級建築士	19	2,019	418	1,601	79.5	365	22.8
	20	2,281	472	1,809	79.3	416	23.0
	21	2,150	393	1,757	81.7	396	22.5
	22	1,945	380	1,565	80.5	389	24.9
	23	1,732	379	1,353	78.1	378	27.9
	24	1,629	344	1,285	77.0	302	23.5
	25	1,527	355	1,172	76.7	232	19.8
木造建築士	19	8	5	3	37.5	0	0.0
	20	8	4	4	50.0	1	25.0
	21	18	5	13	72.2	1	7.7
	22	14	4	10	71.4	1	10.0
	23	8	3	5	62.5	0	0.0
	24	14	2	12	85.7	0	0.0
	25	15	4	11	73.3	4	36.3

<参考>一級建築士試験の状況

平成 25 年一級建築士試験結果表

	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
学 科	1,867 人	1,391 人	295 人	21.2 %
設 計 製 図	569 人	538 人	214 人	39.8 %



(2) 建築士免許登録

免許の登録は、免許をいつ与えたかを明らかにしておくためであり、一級建築士は国土交通大臣に、二級建築士、木造建築士は知事に登録する。

二級建築士免許及び木造建築士免許の登録状況

H26.3.31 現在

区分 \ 種別	二級建築士	木造建築士
24年度末までの登録数	22,454	448
25年度新規登録数	227	4
25年度抹消数	7	0
現在登録数	22,674	452

## 2. 建築士事務所の登録

建築士法第 23 条の規定により、他人の求めに応じ報酬を得て建築の設計、工事監理を行うことを業とする場合は、建築士事務所として知事に登録しなければならない、このことにより業務に対する責任制度の確立を図っている。

### 建築士事務所の登録状況

平成 26 年 3 月末現在

区分・項目		個人	法人	計	抹消理由	
一級建築士事務所	新規登録数 A	46	65	111	廃業	89
	抹消数 B	57	79	136	未更新	47
	現在登録数 C	1,057	1,474	2,531	取消	0
二級建築士事務所	新規登録数 D	23	40	63	廃業	49
	抹消数 E	31	54	85	未更新	36
	現在登録数 F	393	669	1,062	取消	0
木造建築士事務所	新規登録数 G	0	0	0	廃業	0
	抹消数 H	1	1	2	未更新	2
	現在登録数 I	7	4	11	取消	0
事務所総数 (C + F + I)		3,604 事務所				

3. 建築士事務所の業務実績報告書の受理

建築士法に基づき、建築士事務所から事業年度ごとに提出される報告書を受理し、当該事務所の運営を把握し必要な指導等を行っている。

4. 建築士・建築士事務所に対する指導監督

建築士法第 26 条の 2 の規定により、出先機関及び当課で建築士事務所の立入指導を実施し、建築士事務所の業務の適正な確保を図っている。

さらに、建築士、建築士事務所の不誠実な行為等に対し処分を行っている。

(1) 平成 25 年度建築士事務所立入り調査状況

(ア) 立入時間 平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月

(イ) 編成班数 216 班

(ウ) 出勤人員 1 班 1～3 名 (延べ 455 名)

(エ) 立入事務所数

専 業 兼 業 の 別	一 級		二 級		木 造		合 計
	専 業	兼 業	専 業	兼 業	専 業	兼 業	
立 入 件 数	159	131	33	110	0	1	434

(オ) 立入検査結果

指摘事項があった事務所数

専 業 兼 業 の 別	一 級		二 級		木 造		合 計
	専 業	兼 業	専 業	兼 業	専 業	兼 業	
立 入 件 数	75	61	22	64	0	0	222

指摘事項別事務所数

	一級		二級		木造	
	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業
定期講習（法第 22 条の 2）	4	3	1	8	0	0
無登録業務（法第 23 条、法第 23 条の 10）	0	0	0	1	0	0
登録事項の変更届出懈怠（法第 23 条の 5）	2	0	2	4	0	0
廃業等の届出懈怠（法第 23 条の 7）	3	1	2	2	0	0
管理建築士の専任違反（法第 24 条）	0	0	0	0	0	0
帳簿の備付け違反（法第 24 条の 4 第 1 項）	12	16	4	17	0	0
図書の保存違反（法第 24 条の 4 第 2 項）	1	2	1	2	0	0
標識の掲示違反（法第 24 条の 5）	23	16	6	25	0	0
建築主への閲覧書類の備え置き違反（法第 24 条の 6）	26	28	5	19	0	0
建築主への書面の交付義務違反（法第 24 条の 8）	13	18	6	17	0	0
設計図面への記名押印等違反（法第 20 条第 1 項）	2	3	0	3	0	0
構造計算安全性証明書交付違反（法第 20 条第 2 項）	0	0	0	0	0	0
建築主への工事監理報告違反（法第 20 条第 3 項）	9	13	2	12	0	0
建築設備資格者の意見の表示違反（法第 20 条第 5 項）	0	0	0	0	0	0
設計等の業務報告書提出違反（法第 23 条の 6）	42	20	14	34	0	0
名義貸し違反（法第 24 条の 2）	0	0	0	0	0	0
再委託の制限違反（法第 24 条の 3）	0	0	0	0	0	0
重要事項の説明等違反（法第 24 条の 7）	9	19	4	13	0	0
事務所不明	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合計	146	139	47	157	0	0

## (2) 二級建築士及び木造建築士の処分状況

種別 年度	二級建築士				木造建築士			
	免許の取消	業務停止	戒告	文書注意	免許の取消	業務停止	戒告	文書注意
16年度まで	6	2	4	14	-	-	-	-
17年度	-	-	-	-	-	-	-	-
18年度	1	-	-	-	-	-	-	-
19年度	2	-	-	-	-	-	-	-
20年度	4	-	-	-	-	-	-	-
21年度	6	-	-	-	-	-	-	-
22年度	2	-	-	-	-	-	-	-
23年度	1	-	-	-	-	-	-	-
24年度	5	6	-	-	-	-	-	-
25年度	7	1	5	-	-	-	-	-
計	34	9	9	14	-	-	-	-

## (3) 建築士事務所の監督処分状況

種別 年度	一級建築士事務所				二級建築士事務所				木造建築士事務所			
	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意
16年度まで	14	8	5	5	2	5	4	8	-	-	-	-
17年度	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
18年度	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
19年度	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20年度	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
21年度	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22年度	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
23年度	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
24年度	4	3	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-
25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	24	13	5	7	12	5	4	8	-	-	-	-

5. 浄化槽工事業者の登録及び特例浄化槽工事業者の届出

浄化槽工事業者は知事への登録が義務付けられており、これにより実態を把握するとともに必要な指導監督を行っている。また、建設業の許可を受けている工事業者は登録に代えて届出することになっており、同様の指導監督を行っている。

浄化槽工事業者等の登録等の状況

H26.3.31 現在

		本社が本県 にある業者	本社が他県 にある業者	合計
登 録 業 者	24 年度末の登録数 A	163	5	168
	25 年度新規登録数 B	7	1	8
	25 年度廃業・抹消数 C	8	0	8
	現在登録数 $A + B - C = D$	162	6	168
届 出 業 者	24 年度末の届出 E	802	237	1,039
	25 年度新規届出数 F	11	1	12
	25 年度廃業数 G	5	1	6
	現在登録数 $E + F - G = H$	808	237	1,045
現在登録・届出数合計 $D + H$		970	243	1,213

登録業者：浄化槽法第 21 条の規定により登録を受けて浄化槽工事業を営む者。

届出業者：浄化槽法第 33 条の規定により届出をして浄化槽工事業を営む者。

## 6. 指定確認検査機関

平成 10 年の建築基準法の改正により、民間及び外郭団体で指定を受けた機関は、建築確認、中間検査及び完了検査の業務を行えることとなったため、県内機関の指定及び業務の適正な執行がなされるよう指導を行っている。

### (1) 指定確認検査機関による建築確認等

千葉県内の区域を業務エリアに含む機関は 39 機関ある(平成 26 年 3 月 31 日現在、千葉県知事指定は 1 機関)。また、指定機関による県内の確認等の割合は、増加しており、平成 25 年度では、行政を含めた全確認件数の約 94 パーセントとなっている。今後とも、建築確認及び検査事務は指定機関への移行が進むと予測される。

### (2) 指定確認検査機関との連携と新たな行政需要への対応

指定機関と行政庁との連携を図り円滑な建築行政を実施するため、平成 16 年度から特定行政庁連絡協議会と県内を業務区域とする指定機関による指定機関連絡協議会で構成する、特定行政庁・指定確認検査機関連絡協議会を設置し連絡調整等を行っている。

一方、行政側では既存建築物の維持保全及び安全・防災対策の推進や、違反建築物対策の強化等に加え、環境・福祉・情報化等、建築をとりまく社会の変化を踏まえ、迅速かつ重点的に取り組むべき政策課題に柔軟に対応できる建築行政の展開を図っていく。

## 7. 指定構造計算適合性判定機関

平成 18 年の建築基準法の改正により、一定の高さ以上等の建築物について、知事又は知事が指定する第三者機関による構造計算適合性判定が義務づけられた。

本県では、指定構造計算適合性判定機関として(公財)千葉県建設技術センターと(一財)日本建築センターの 2 機関を指定するとともに、適正な業務の執行が確保されるよう指導を行っている。

## 8. 団体の育成等

建築士、建築士事務所、浄化槽施工業者等の資質の向上等を目的とした団体を、旧民法の規定により社団法人として設立許可し、また、公益法人制度改革により、「一般社団法人」又は「公益社団法人」に移行認可・認定し、育成に努めている。

### (1) 一般社団法人・千葉県建築士会（平成 25 年 3 月 18 日認可）

会 長 圓 崎 直 之

事務所 〒260-0013 千葉県中央区中央 4-8-5

建築会館 4 階 電話 043-202-2100

会員数 1,999 名（H26.6.1 現在）

建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的に設立され、平成 25 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行した。

### (2) 公益社団法人・千葉県建築士事務所協会（平成 26 年 3 月 18 日認定）

会 長 鈴 木 兼 次

事務所 〒260-0012 千葉県中央区本町 2-1-16

千葉本町第一生命ビル 2 階 電話 043-224-1640

会員数 434 事務所（H26.6.1 現在）

建築士事務所の適正な運営を確保するとともに、建築設計・工事監理等の業務の進歩改善と健全なる発展を図ることを目的として設立され、平成 26 年 4 月 1 日に公益社団法人に移行した。

### (3) 一般社団法人・千葉県浄化槽協会（平成 24 年 3 月 22 日認可）

理事長 村 井 學

事務所 〒260-0024 千葉県中央区中央港 1-11-1 電話 043-246-2355

会員数 437 社（H26.6.1 現在）

し尿浄化槽の設計、製造、施工及び維持管理を行う業者並びに設置者に対する技術指導及び教育訓練並びにし尿と併せて雑排水を処理する浄化槽を設置しようとする者に対する援助を行うとともに、し尿浄化槽等に関する調査研究、試験、検査等を行い、し尿浄化槽等に関する正しい知識の普及及び適正な維持管理による環境衛生の向上並びにし尿浄化槽等の普及に寄与することを目的として設立され、平成 24 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行した。



## 第3章 誘導的施策の推進

## 第3章 誘導的施策の推進

建築物に要求されている基本的な性能の一つに直接人命・財産に影響を与える「安全性」がある。

特に、多数の人が利用又は使用する建築物は「安全性」を確保し、維持・保全するための総合的な対策が重要である。

このような総合的な防災対策を推進するため、既存建築物のストックの把握及び防災指導等を図っている。

### 第1節 建築物の防災対策

#### 1. 既存建築物の耐震化の促進

阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物に被害が多くみられたことから、これらの既存建築物の耐震化を促進することを目的に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定された。

県では、同法に基づき平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画」を策定しており、県民等の安全を確保するため市町村と連携を図りながら、耐震化促進のための施策を総合的に推進している。

また、平成25年11月に同改正法が施行され、平成26年3月に「千葉県耐震改修促進計画」を一部改定し、本計画に沿って耐震化の促進を図っている。

##### (1) 「耐震改修促進計画」の策定等

「千葉県耐震改修促進計画」では、既存建築物の耐震診断・耐震改修を計画的総合的に推進するための目標値を設定し、さらにそれを達成するための各施策等を定めている。

また、全ての市町村に対し、市町村耐震改修促進計画を基に、耐震関連補助事業を実施するなどの耐震化促進策を講ずるよう働きかけを行っている。

##### (2) 公共建築物の耐震診断・耐震改修の促進

庁舎、病院及び学校等の公共建築物は、災害時に対策本部や避難施設等の拠点施設となることから、「千葉県耐震改修促進計画」に耐震化の整備方針・整備目標等を定めるとともに整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的に耐震化の促進に積極的に取り組んでいる。

##### (3) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進

民間特定建築物の所有者等へ出先事務所と連携して、耐震化対策についての啓発を実施するとともに、必要な指導、助言等を行っている。

また、住宅の耐震対策に関する知識の普及・啓発を行うために、市町村や建築設計団体と協力して無料耐震相談会を実施している。なお、平成 25 年度には 9 回実施している。

さらに、県は、市町村が行う住宅の耐震診断・耐震改修等並びに建築物及び防災上重要な要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断に対する補助事業への助成（住宅・建築物の耐震化サポート事業）を実施している。

(4) 耐震診断・耐震改修の技術者の養成

毎年、建築関連技術者等を対象に、耐震診断や耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催している。平成 25 年度までの講習会開催実績は、延べ 34 回で、受講者は合計 6,560 名である。なお、平成 25 年 9 月には、液状化対策講習会を実施している。

(5) 建築物の耐震改修計画の認定等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の耐震改修をしようとする者が作成する耐震改修計画の認定等を適確に実施することにより、既存建築物の耐震改修の促進を図っている。

2. 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ適確な実施が極めて重要であるとの認識のもと、以下の施策を推進している。

(1) 千葉県被災建築物応急危険度判定士認定制度の整備

地震直後の被災建築物の倒壊等による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定士認定要綱を平成 7 年 10 月に制定し、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図っている。

(2) 応急危険度判定士の認定・登録

応急危険度判定士認定要綱に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術習得のための講習会を開催し、受講者の「応急危険度判定士」としての認定、登録を推進している。

なお、平成 25 年度までに延べ 24 回の講習会を実施し、受講者は合計 5,569 名（登録者は、3,981 名）となっている。

(3) 応急危険度判定に関する広域的な支援体制と実施体制の整備

国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、応急危険度判定を適確に実施するための広域的な支援体制及び実施体制の整備を図っている。（平成 14 年度に「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」を制定。）

### 3. 防災対策に係る連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進

県と市町村が緊密に連携して、建築物に関する地震対策を含む各種の防災対策を総合的、効率的に推進するため、平成7年5月に千葉県建築防災連絡協議会を設立している。

また、「千葉県耐震改修促進計画」に基づく計画的な耐震改修の推進及び進捗管理を目的に、千葉県県有建築物等耐震改修検討委員会を設置している。

### 4. ブロック塀等安全対策

昭和58年9月に制定した「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」に基づき、昭和62年12月に発生した千葉県東方沖地震を踏まえ、建築確認時に「コンクリートブロック塀・石塀の正しい施工方法など」のリーフレットを添付し指導を行っている。

また、小学校・幼稚園の通学路等に面したものを中心に点検パトロールを毎年実施し、危険なものについては改善指導を行っている。

### 5. 落下物防止対策

国の指導方針を受け、昭和53年から新設の建築物については建築確認時にリーフレットを添付し、落下物防止の啓発指導を行っている。

また、平成2年に制定した千葉県落下物防止対策指導指針に基づき、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建以上の既存建築物を対象に実態調査を実施し、安全対策の指導を行っている。

### 6. 民間建築物のアスベスト対策

昭和31年から平成元年までに施工された延べ面積1,000㎡以上の建築物について、市町村と協力して使用実態調査を行っている。改善が必要な建築物については、所有者に対して指導を行うとともに、追跡調査を行い改善状況等の把握に努めている。

### 7. 特殊建築物の定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により、①特殊建築物、②昇降機等、③特殊建築物に設ける建築設備等について、その所有者又は管理者は、安全を確保するうえで重要な点を中心にして、建築士又は国土交通大臣の指定講習を修了した者等に、定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告することになっている。

定期報告を要する特殊建築物の用途・規模及び報告時期は、46頁の表のとおりである。

なお、昇降機等（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設）及び特殊建築物に設ける建築設備等は毎年報告するよう定められている。

8. 一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会

昇降機等（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など）及び遊戯施設の安全確保を図るため、建築基準法の規定する定期検査報告業務の適正な執行を推進するため昭和 47 年に設立された団体であり、定期報告事務の補助、検査従事者と特定行政庁との間の連絡調整、昇降機等検査資格者の指導等を行っている。

県では、管内の昇降機等の現況を効率的に把握するために、同協議会と協定を結び、定期検査報告データ、所有者・管理者の情報等の電子ファイル化を依頼している。

また、特定行政庁との定例打合せ会、昇降機検査資格者に対する講習会などの場を通して、検査資格者の指導育成に努めている。

一般社団法人 千葉県昇降機等検査協議会

理 事 長 五十嵐 茂 (H26.5.1～)

常務理事事務局長 佐藤 正 二 郎

事務所 〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-15-1 電話 043-201-3181

定期報告を要する特殊建築物一覧表

建築物の用途	建築物の規模	報告期間
(1) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ロ その用途に供する客席の部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの。 ハ その用途に供する主階が 1 階にないもの。	平成 26 年 5 月 1 日から末日までの間 (2 年ごと)
(2) 観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ロ 2 階以下の階におけるその用途に供する客席の部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの。	
(3) 屋外観覧場の用途に供する建築物	その用途に供する客席の部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの。	
(4) 病院、診療所(患者の収容施設がある診療所に限る。)又は政令第 19 条第 1 項第 1 号に規定する児童福祉施設等の用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ロ 2 階におけるその用途に供する部分の床面積合計が 300 平方メートルを超えるもの。	
(5) 旅館又はホテルの用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ロ 2 階におけるその用途に供する部分の床面積合計が 300 平方メートルを超えるもの。	
(6) 共同住宅の用途に供する建築物 (※ なお、共同住宅の住戸内は定期報告対象外)	イ 地区計画区域内に存するもので、その容積率が、一定の要件のもとで割増を受けたもの。 ロ 屋外階段を設けないもので、地階又は 4 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ハ 屋外階段を設けないもので、3 階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの。	平成 26 年 8 月 1 日から末日までの間 (3 年ごと)
(7) 寄宿舎の用途に供する屋外階段を設けない建築物	イ 地階又は 4 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ロ 3 階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの。	
(8) 学校又は体育館の用途に供する建築物	イ 木造の建築物で、2 階以上の階にその用途に供する部分を有し、かつその床面積の合計が 200 平方メートルを超えるもの。 ロ 木造以外の建築物で地階又は 4 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ハ 木造以外の建築物で地階を除く 3 階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの。	
(9) 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ロ 地階を除く 2 階以下の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの。	
(10) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートルを超えるもの。 ロ 2 階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの。	
(11) 事務所の用途に供する建築物又は事務所の用途に供する部分を有するもので、(1)から(10)までの定期報告対象建築物に該当しない建築物	階数が 5 以上で、かつ、地階又は 3 階以上の階でその用途に供する部分(機械設備の設置される部分を除く。)の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの。	平成 27 年 2 月 1 日から末日までの間 (3 年ごと)

定期報告の状況

所管区分	年度区分	特殊建築物			昇降機等			建築設備等		
		対象件数	報告件数	報告率(%)	対象件数	報告件数	報告率(%)	対象件数	報告件数	報告率(%)
県出先機関	24年度	1,243	805	64.8	10,234	9,408	91.9	5,727	3,722	65.0
	25年度	232	149	64.2	8,582	7,961	92.8	5,307	2,606	49.1
市特定行政庁	24年度	986	715	72.5	19,992	18,788	94.0	10,929	5,752	52.6
	25年度	757	380	50.2	22,035	20,809	94.4	11,314	6,764	59.8
県内合計	24年度	2,229	1,520	68.2	30,226	28,196	93.3	16,656	9,474	56.9
	25年度	989	529	53.5	30,617	28,770	94.0	16,621	9,370	56.4

9. 防災査察の実施

市町村及び消防機関の協力を得て防災査察を実施し、その結果、改善すべき事項があると判明した建築物の所有者又は管理者に対して改善指示書を交付することにより防災改修を指導している。

また、査察立入り建築物の所有者又は管理者などに対して各種パンフレットを配布して広報に努めている。

防災査察の状況

所管区分	24年度			25年度		
	実施件数	指摘件数	指摘率	実施件数	指摘件数	指摘率
県出先機関	79	71	89.9 %	101	76	75.2 %
市特定行政庁	197	133	67.5	386	101	26.2
県内合計	276	204	73.9	487	177	36.3

## 10. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れや山津波等の災害によって住宅が被害を受けたり、貴重な人命が失われたりする事故をなくすため、昭和 47 年度からがけ地近接等危険住宅移転事業が実施され、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対し、住宅の除却等に要する費用について、国と地方公共団体が協調して助成を行っている。なお、本事業の事業主体は市町村である。

### (1) 補助対象

対象となる危険住宅は次の区域に存する既存不適格住宅である。

- ①建築基準法第 39 条第 1 項に基づき、県が建築基準法施行条例第 3 条の 2 で指定している災害危険区域
- ②建築基準法第 40 条の規定に基づき、県が建築基準法施行条例第 4 条で建築物の建築を制限している区域
- ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域



(3) がけ地近接住宅移転事業年度別補助限定額及び実績表

(ア) 年度別補助限定額 (1戸当り)

(単位：千円)

	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	交付率	補助対象事業費の限度額	交付率	補助対象事業費の限度額	交付率	補助対象事業費の限度額	交付率	補助対象事業費の限度額	交付率	補助対象事業費の限度額
除 去	国 1/2 県 1/4	780	国 1/2 県 1/4	780	国 1/2 県 1/4	780	国 1/2 県 1/4	780	国 1/2 県 1/4	780
建設助成 (土地購入費 を含む場合)	同上	4,060	同上	4,060	同上	4,060	同上	4,060	同上	4,060
		建 物 3,100 土 地 960		建 物 3,100 土 地 960		建 物 3,100 土 地 960		建 物 3,100 土 地 960		建 物 3,100 土 地 960
		【特殊土壌地帯】 7,080		【特殊土壌地帯】 7,080		【特殊土壌地帯】 7,080		【特殊土壌地帯】 7,080		【特殊土壌地帯】 7,080
		建 物 4,440 土 地 2,060 敷地造成 580		建 物 4,440 土 地 2,060 敷地造成 580		建 物 4,440 土 地 2,060 敷地造成 580		建 物 4,440 土 地 2,060 敷地造成 580		建 物 4,440 土 地 2,060 敷地造成 580

1. 年度別実績表

区分	21年度			22年度			23年度			24年度			25年度			合計 (昭和47年度～)		
	除去数	助成物 数	建物 購入 数	除去数	助成物 数	建物 購入 数	除去数	助成物 数	建物 購入 数	除去数	助成物 数	建物 購入 数	除去数	助成物 数	建物 購入 数	除去数	助成物 数	建物 購入 数
木更津市	1	1	1										1			28	27	2
(旧)佐原市																10	11	1
市原市																1	1	
君津市																16	17	2
(旧)小見川町																50	40	
(旧)山田町																15	8	2
東庄町																17	3	
(旧)栗源町																1		
(旧)成東町																4	4	
(旧)山武町																1		
芝山町																4		
(旧)岬町																7	6	
袖ヶ浦市																36	34	1
(旧)沼南町																4	4	
(旧)海上町																1	1	
(旧)千倉町																1	1	1
茂原市																2		
(旧)干潟町																2	2	
(旧)丸山町																1	1	
富津市																4	4	
(旧)大原町																1	1	
合計	1	1	1										1			206	165	9

## 第2節 福祉のまちづくり

### 1. 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

長寿社会の到来、都市化の進展に対応して、高齢者・身体障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備・高齢者等の利用に配慮した建築物の建築の促進を図る事業について、国が市町村等に対し必要な助成を行う制度である。

県は引き続き市町村等に対し、当事業についての周知を図り事業の推進を図っていく。

#### 事業内容

バリアフリー環境整備計画に基づく次の事業に要する費用を交付する。

- 屋外移動システムの整備
- 建築物の新築又は改修に伴い整備される屋内の移動システム（市街地における移動ネットワークの一部を形成するものに限る。）の整備
- 移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間の整備
- 移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備（ただし、補助対象は身体障害者用駐車施設の整備により追加して必要となる費用に限る。）

### 2. 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進

「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法）を統合して、新たに、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）が平成18年12月20日から施行された。

この法律においては、特別特定建築物で、政令で定める規模2000㎡以上のもの（公衆便所にあつては、50㎡以上）は、建築物移動等円滑化基準に適合することが義務化されており、建築基準関係規定として審査されている。また、特定建築物で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合し、かつ資金計画が適切なものは、計画の認定をしている。

また、福祉のまちづくりに対する県の取り組み姿勢をより明確にするとともに、県民や事業者などの参加と協力を得て、より効果的な福祉のまちづくりの推進を図るため、「千葉県福祉のまちづくり条例」が平成8年3月25日（公益的施設等の整備等を規定する第3章は平成9年4月1日施行）に施行された。

本条例では、県、市町村、事業者及び県民に福祉のまちづくりを推進する責務を定め、病院、福祉施設、学校、共同住宅その他の不特定かつ多数の者が利用する建築物ばかりでなく、道路、公園、公共交通機関等（公益的施設等）について整備基準を定め、特定の種類及び規模の施設（特定施設）について、これらの施設の新設等をしようとする者に対し、あらかじめ、知事に届け出ることを義務づけている。

知事は規則で定める整備基準に基づき、基準に適合しない場合には、届出をした者に対し必要な指導及び助言等を行い、また、公益的施設等が整備基準に適合している場合には、その所有者または管理者の請求に基づき適合証の交付を行うこととしている。なお、特定行政庁である 12 市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市）については、知事の業務を委任している。

### 第3節 環境にやさしい建築物

地球温暖化問題や廃棄物問題が国民的重要課題となってきたなか、建築物の建設や維持保全においても環境への負荷低減を図り、環境といかに共生していくべきかが求められている。

本県においても、環境にやさしい建築物の普及、自然公園内における事前協議、浄化槽法に基づく指導、電波障害防止対策への協力等に努めている。

#### 1. 環境にやさしい建築物整備マニュアルの策定

平成7年度に「環境にやさしい建築物整備マニュアル」を策定し、「負荷の抑制とエネルギーの有効活用」「節水と雑用水の循環利用」「廃棄物の削減と建物の長期利用」「地球環境との親和」の4つの視点それぞれについて計画手法を示し、事例の紹介、計画チェックリスト等の情報を掲載した。更に建築の専門家のみならず広く一般県民への啓発を目的として、平成10年度「環境にやさしい建築物」PRパンフレットを作成し、環境にやさしい建築物の普及・啓蒙を図っている。なお、平成12年度には、「環境にやさしい建築物整備マニュアル」概要版の改定を行い、普及・啓発を図っている。

#### 2. 電波伝搬障害防止に対する協力

電波伝搬障害防止制度とは、公共性が高く、国民生活に結びつく重要無線通信で総務大臣が指定する無線通信を高層ビル等の建築による遮断から未然に防ぐことを目的とする制度で、電波法によって定められている。その目的を達成するため、必要に応じ総務大臣は伝搬障害防止区域を指定できることになっており、関東総合通信局等に対し情報の提供等必要な協力を行っている。

#### 3. 千葉県防災行政無線電波障害防止対策に対する協力

平成5年度から運用を開始している県防災行政無線に係る電波障害防止対策として、高層建築物等の建築計画についての情報を提供している。

#### 4. 自然公園区域内における建築物に係る事前協議

自然公園及び自然環境保全地域におけるいわゆるリゾートマンション等の建設が自然景観その他の環境に著しい影響を与えるおそれがあることから、事前に必要な指導等を行うことにより良好な環境の保全を図ることを目的として、環境生活部自然保護課で千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱を策定しているが、この要綱の的確な実施を図るため自然公園等における建築物等対策協議会が設置されている。

本課も協議会の委員として参画している。

5. 印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会

印旛沼、手賀沼の水質浄化、環境保全について、その対策を検討・協議し、湖沼の復元、周辺の良好な環境の保全等を目的として設置されたこれら協議会に構成員として参画している。

6. 海老川流域水循環再生推進委員会

都市化の著しい葛南地域の海老川流域において、水循環を再生することにより、清らかで豊かな水が流れ、浸水被害の少ない安全で安心な川作り及び地域づくりを目的として設置された「海老川流域水循環再生推進協議会」の構成員として参画している。

7. 印旛沼流域水循環健全化会議

近年の急激な都市化による生活環境の変化や社会経済活動等の影響により、水質が悪化している印旛沼の状況を改善するため流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善対策、治水対策を検討する会議へ部会員として参画している。

8. 廃棄物処理施設設置等協議会

本県においては、昭和 61 年より廃棄物処理施設の設置等に関して適正な指導を期するため、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（主務課は環境生活部廃棄物指導課）に基づき、廃棄物処理施設設置等協議会が設置されている。

当協議会は、廃棄物処理施設の設置等に関し、周辺環境や土地利用上の規制などの立地条件及び構造、維持管理等の技術的事項についての審査を行い、知事部局 7 部 22 課、教育委員会及び水道局が委員になっている。

本課は当協議会の委員として、建築基準法第 51 条の規定による「その他の処理施設」の位置に係る指導、同法第 6 条の規定による確認の指導及び同法に関する一般的な指導を行い、建築行政の適正な推進を図るとともに、環境行政の適正化にも寄与している。

9. 公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの指導

浄化槽法により、浄化槽の設置後に水質検査が義務づけられているが、その検査機関として（公社）千葉県浄化槽検査センターが指定されている。当課は、同センターの理事として指導にあたっている。

10. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）による届出の受理

住宅・建築物分野において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減を強力に進め、新たな削減目標を達成するため、省エネ措置の届出（新築・増改築時における省エネ措置の届出及び維持保全の状況の報告）等が義務付けられており、当課は届出の受理をするとともに、省エネルギー措置の判断基準の適合性について確認している。

## 第4節 まちづくりの連携

### 1. 大規模開発連絡調整会議

開発区域の面積が10ha以上の大規模宅地開発等をしようとする者は事前に知事と協議をすることになっているが、知事はその回答をする際には大規模開発連絡調整会議の議を経る事になっている。

本課では、委員として同会議に参画し、大規模宅地開発の計画の段階で意見を述べている。

主な意見

(ア) 住宅団地については、建築協定の締結を検討すること。

(イ) 中高層建築物に関する市町村の条例がある場合は、条例を遵守すること。

(ウ) 千葉県福祉のまちづくり条例、エネルギーの使用の合理化等に関する法律等の届出が必要なものは、確実にその手続きを行うこと。

### 2. 千葉県駐車問題協議会

千葉県交通安全対策推進委員会が行う駐車問題の総合対策に関し、その推進方法等について、関係行政機関及び団体等が一堂に会して協議するとともに、それぞれの立場においてその推進を図り、もって駐車秩序の向上を図ることを目的としており、これに参画している。

### 3. 千葉県不法ヤード対策協議会

法令に違反して設置されているいわゆる不法ヤード（事業地を鋼板等で囲み、他と区分した施設）への対策を強化し、不法ヤードの早期解消に努め、地域の安全で良好な生活環境の保全を図るため千葉県不法ヤード対策協議会が設置され、これに参画している。

## 第5節 リゾート地域における建築物

総合保養地域整備法（以下「リゾート法」という。）による特定地域のうち、都市計画区域及び建築基準法第6条第1項第4号の規定により知事が関係市町村の意見を聞いて指定した区域内では、一定規模以上の建築物について、日影等の規制が適用される。

（建築基準法施行条例第50条の2の規定による）

### 1. リゾート地域における建築物の規制

#### (1) 適用区域（条例第50条の2）

リゾート法という特定地域のうち都市計画区域及び建築基準法第6条第1項第4号の規定により知事が指定する区域

#### (2) 規制内容

##### ① 安全の確保（条例第50条の3）

一 対象建築物 共同住宅、寄宿舎等の建築物で延べ面積 500 m<sup>2</sup>を超えかつ高さが 13m を超えるもの。

##### 二 基 準

- ・敷地は建築物の規模に応じ、4m ないし 6m 以上の幅員の道路に、8m ないし 10m 以上接すること。
- ・建物の周囲には、幅員 4m 以上の空地を設けること。
- ・バルコニー等避難上有効な施設を設けること。

##### ② 日影規制（条例第50条の4）

（都市計画区域内で用途地域の指定がない区域）

一 対象建築物 建築物の高さが 10m を超えるもの。

二 基 準 平均地盤面からの高さが 4m の水平面に、敷地境界線から 5m を超え 10m 以内の範囲は 5 時間未満  
敷地境界線から 10m を超える範囲は 3 時間未満

（都市計画区域外）

一 対象建築物 建築物の延べ面積が 500 m<sup>2</sup>を超え高さが 13m を超えるもの。

二 基 準 平均地盤面からの高さが 4m の水平面に、敷地境界線から 5m を超え 10m 以内の範囲は 5 時間未満  
敷地境界線から 10m を超える範囲は 3 時間未満

(3) 特定区域内のうち建築基準法第6条第1項第4号により知事が指定した3市3町（鴨川市、富津市、南房総市、睦沢町、大多喜町、鋸南町）



## 2. リゾート地域大型建築物指導要綱準則

リゾート地域の自然公園等地域以外における大型建築物の建築事業者に対し、関係する市町村が統一的な指導が行えるよう、県が要綱準則を制定し、平成2年9月1日付けで当時の関係37市町村に通知したところである。

(主な内容)

- 事業者から市町村への事前協議
- 事業者から住民への事業計画の説明
- 市町村から住民への事業計画の公開
- 市町村から事業者への勧告

## 3. 千葉県リゾート地域建築環境整備ガイドライン

リゾート地域の自然公園等地域以外のマンション等の建築について、関係する市町村がその地域の風土・環境等に配慮した良好なものに誘導するためのマニュアルとして県が策定し、平成3年5月14日付けで当時の関係37市町村に通知したところである。

(主な内容)

- リゾート地域建築環境整備計画について
- リゾート地域の地域像と建築像について
- 地域別建築像について

## 第4章 その他

## 第4章 そ の 他

### 第1節 千葉県建築文化賞

この賞は、まちなみや周辺の景観との調和、安全で快適な建築空間の創出等において先導的で質の高い優れた建築物を表彰することにより、建築文化、居住環境に対する県民の意識を高め、うるおいとやすらぎに満ちた快適なまちづくりを進めていくことを目的に、平成6年度に創設した表彰制度である。

制度の概要は以下のとおりである。

#### 1. 千葉県建築文化賞

##### (1) 応募部門

- ① 「一般建築物」の部
- ② 「住宅」の部

##### (2) 対象建築物

各応募部門において、以下のいずれかに該当する建築物及び建築物群(まちなみ)が対象。

- ① 千葉県内において、平成21年4月1日から平成26年3月31日までに完成し、現在良好に管理・使用されている建築物及び建築物群(まちなみ)で、この表彰の趣旨に沿っているもの。
- ② おおむね3年以上の継続的・体系的な景観づくり活動により、この表彰の趣旨に沿い既存建築物又は建築物群(まちなみ)の景観の向上が図れているもの。

##### (3) 賞・表彰

「最優秀賞」、「優秀賞」、「入賞」両部門で9点以内

受賞された建築物の建築主、活動団体等、設計者及び施工者に対し、知事からの賞状等を授与する。

##### (4) 募集方法

広く県民から募集する。(自薦、他薦を問わない)

##### (5) 選考方法

各専門分野における有識者で組織する検討会議(6名)の意見を参考に、知事が選考する。

#### ※平成25年度表彰の概要

平成25年度の千葉県建築文化賞においては、「一般建築物」の部及び「住宅」の部の2部門で募集を行った。

応募総数は68点あり、選考の結果、建築文化賞は6点、建築文化奨励賞2点を決定し、知事表彰を実施した。

◎平成 25 年度受賞作品

**千葉県建築文化賞** 6 点

【一般建築物の部】

- 山武市立しらはたこども園
- 千葉ロッテマリーンズ屋内練習場
- 東京理科大学総合研究機構 光触媒国際研究センター
- THE FARM -AGRIZM PARK CHIBA KATORI-

【住宅の部】

- 百日紅のある家
- Example・House

**千葉県建築文化奨励賞** 2 点

【一般建築物の部】

- 流山の集会所（前ヶ崎みどり自治会館）

【住宅の部】

- バスキッチンの家

## 第 2 節 建築動向の把握

人々が、生涯を通して豊かさを実感していくうえで、建築物との係わりは極めて大切な意味を持っている。

今日、人々の価値観の多様化や社会活動の高度化につれ、様々な建築物が創り出されている。

このような建築活動に対して、平成 11 年 5 月の建築確認検査の民間開放と中間検査制度の導入、また、平成 19 年 6 月には構造計算適合性判定制度の創設など、社会情勢の変化・要望等により建築基準法の新たな制度が導入されている。

これらの新しい枠組のもとに、建築指導事務を適切に推進していくために、建築動向の把握、制度の運用・管理、行政組織の充実及び民間組織の充実等体制の整備を図っている。

### 1. 建築動態統計調査

建築動態統計調査規則に基づき、建築主から知事へ提出される建築工事届及び施工者から知事へ提出される建築物除却届（建築基準法第 15 条第 1 項）、市町村から知事に提出される災害報告（同 3 項）について、毎月集計して国へ報告している。

県では、国が毎月公表する建築着工統計をもとに県内分の建築着工状況を分析して、1 月から 6 月までの上半期分については 8 月に、1 月から 12 月までの年間分については翌年 2 月に公表している。

県内建築着工状況

平成 25 年（1 月～12 月）実施

項目	数値	前年対比 (%)	全国順位
全建築物			
着工床面積	7,113 千㎡	+ 12.2	6 位
工事費予定額	1,235,922 百万円	+ 19.3	
新設住宅			
着工戸数合計	46,744 戸	+ 1.6	6 位
床面積合計	4,077 千㎡	+ 0.7	
利用関係別			
持家	15,483 戸	+ 8.3	
貸家	17,032 戸	+ 12.9	
給与住宅	287 戸	▲ 25.5	
分譲住宅	13,942 戸	▲ 14.2	
資金別			
民間資金	40,910 戸	+ 3.3	
公的資金	5,834 戸	▲ 9.1	
構造別			
木造	29,310 戸	+ 10.3	
非木造	17,434 戸	▲ 10.3	

詳細は、統計資料 1 及び 2 を参照

## 2. 建築物実態調査

国土交通省が、毎年、都道府県に委託して行っているもので、着工建築物及び除却建築物の届出の実態について現地調査を行い、住宅等行政の基礎資料を得ることを目的とするものである。

調査は、国土交通省作成の建築物実態調査要綱に基づいて行われるが、本県では多くの調査対象区が設定されるため、県職員のみでは対応することが難しいことから市町村に再委託している。（平成 25 年度の調査対象市町村は 16 市町、調査区は 105 区である。）

### 第3節 建築行政共用データベースシステムの導入

建築確認の申請書データを電子化して、建築確認のOA化を実現することで、審査の明確化、迅速化、建築情報のストック化を図るとともに、事務系等の効率化を推進するため建築確認支援システム運用協議会が設立(平成18年11月に日本建築行政会議に統合)され、平成23年3月より、新システム(建築行政共用データベースシステム)になり、システムの保守、管理及びシステム改良による機能の向上等の業務を継続的に行っている。

#### 1. 建築行政共用データベースシステムの導入

建築確認支援システム(旧システム)から、平成23年3月に建築行政共用データベースシステムのシステムメニューの1つである、台帳登録閲覧システムに移行した。

### 第4節 千葉県建築行政マネジメント計画

建築物の安全性の確保を図るため、平成11年9月に「千葉県建築物安全安心実施計画」を策定し、確認検査制度の周知徹底や工事監理業務の適正化に取り組んできた。その結果完了検査率の大幅な向上など一定の成果が上がっているが、一方、平成17年度に起きた構造計算偽装事件や、アスベスト問題等新たな問題も発生している。このようなことから、同計画の内容を継続するとともに、新たに確認審査の円滑な実施、定期報告制度による適正な建築物の適正な維持管理、アスベスト対策や耐震診断・改修等既存建築物対策なども盛り込み、総合的に建築物の安全性を確保するため、千葉県特定行政庁連絡協議会において「千葉県建築行政マネジメント計画」を平成23年3月に策定した。

本計画は、県下の特定行政庁及び建築関係団体等が建築規制の実効性確保や、建築物等の適切な維持管理を通じた安全性の確保等のために推進すべき施策を、具体的に取りまとめている。

また、最終計画年度である平成26年度末の達成目標を定め、施策を計画的に実施していくとともに、各特定行政庁から報告を求める等、計画のフォローアップを的確に行うこととしている。

# 統 計 等 資 料

1. 建築着工状況年別推移

区分 年別	全建築物		新設住宅									
	着工床面積 千㎡	工事費 予定額 百万円	着工戸数の 合計 戸	床面積の 合計 千㎡	利用関係				資金別		構造別	
					持家 戸	貸家 戸	給与住宅 戸	分譲住宅 戸	民間資金 戸	公的資金 戸	木造 戸	非木造 戸
平成 16 年	8,673	1,327,347	60,471	(87.8) 5,308	(28.2) 17,051	(32.1) 19,394	(0.9) 516	(38.9) 23,510	(71.5) 43,237	(28.5) 17,234	(54.3) 32,844	(45.7) 27,627
平成 17 年	10,167	1,485,548	64,587	(90.2) 5,827	(23.9) 15,416	(29.7) 19,173	(0.3) 183	(46.2) 29,815	(81.7) 52,750	(18.3) 11,837	(49.4) 31,903	(50.6) 32,684
平成 18 年	10,079	1,629,902	71,536	(97.4) 6,209	(22.0) 15,723	(29.4) 21,039	(1.0) 697	(47.6) 34,077	(89.5) 64,052	(10.5) 7,484	(45.9) 32,815	(54.1) 38,721
平成 19 年	8,210	1,251,249	58,147	(85.6) 4,979	(25.2) 14,627	(34.3) 19,927	(1.0) 570	(39.6) 23,023	(91.4) 53,165	(8.6) 4,982	(51.4) 29,879	(48.6) 28,268
平成 20 年	7,552	1,319,740	62,745	(79.9) 5,013	(24.3) 15,271	(39.6) 24,852	(1.0) 619	(35.1) 22,003	(95.9) 60,195	(4.1) 2,550	(48.6) 30,512	(51.4) 32,233
平成 21 年	5,303	932,826	42,526	(83.3) 3,542	(32.2) 13,673	(40.6) 17,262	(1.4) 608	(25.8) 10,983	(93.0) 39,543	(7.0) 2,983	(57.1) 24,288	(42.9) 18,238
平成 22 年	5,976	1,013,895	45,085	(86.8) 3,915	(33.3) 15,010	(36.7) 16,549	(0.2) 73	(29.8) 13,453	(83.4) 37,605	(16.6) 7,480	(59.7) 26,923	(40.3) 18,162
平成 23 年	5,693	979,266	41,142	(88.7) 3,649	(34.9) 14,378	(34.2) 14,086	(0.8) 339	(30.0) 12,339	(84.4) 34,730	(15.6) 6,412	(64.0) 26,319	(36.0) 14,823
平成 24 年	6,339	1,035,698	46,013	(88.0) 4,050	(31.1) 14,298	(32.8) 15,088	(0.8) 385	(35.3) 16,242	(86.0) 39,597	(14.0) 6,416	(57.8) 26,574	(42.2) 19,439
平成 25 年	7,113 《12.2》	1,235,922 《19.3》	46,744 《1.6》	(87.2) 4,077 《0.7》	(33.1) 15,483 《8.3》	(36.4) 17,032 《12.9》	(0.6) 287 《▲25.5》	(29.8) 13,942 《▲14.2》	(87.5) 40,910 《3.3》	(12.5) 5,834 《▲9.1》	(62.7) 29,310 《10.3》	(37.3) 17,434 《▲10.3》



新設住宅 …… 新築、増築または改築によって住宅の戸が新たに造られるもの

持家 …… 建築主が自分で居住する目的で建築するもの

貸家 …… 建築主が賃貸する目的で建築するもの

給与住宅 …… 会社、官公署、学校等が社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの

分譲住宅 …… 建て売りまたは分譲の目的で建築するもの

民間資金 …… 民間資金のみで建てる住宅

公的資金 …… 公営、公庫、公団その他の資金で建てる住宅

(民間資金と公的資金の併用は公的資金を含む)

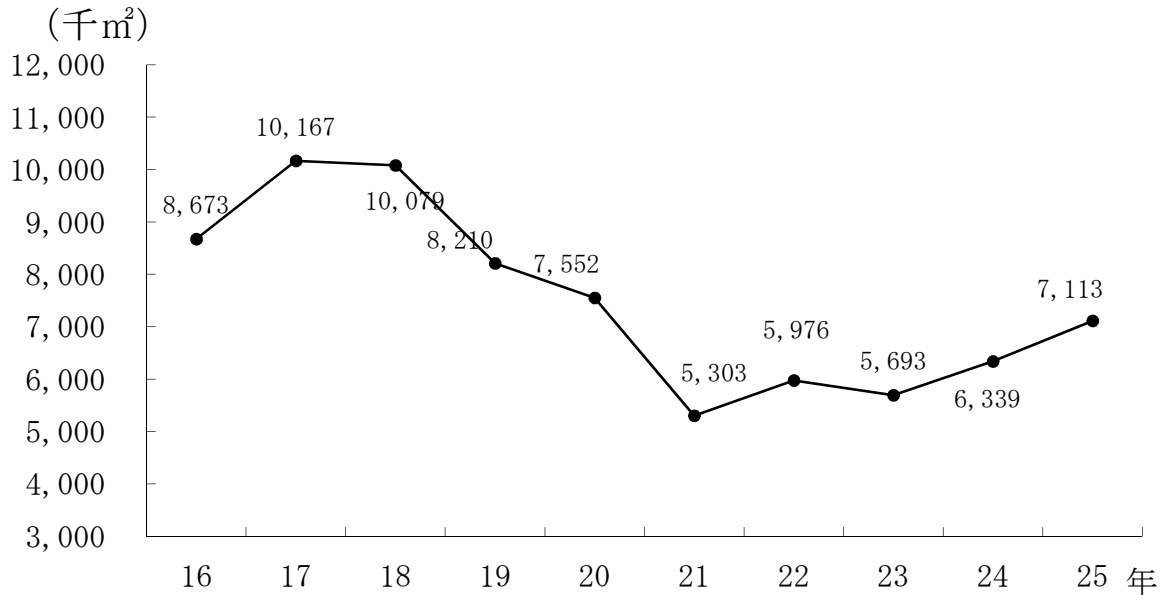
木造 …… 主要構造部が木造のもの

非木造 …… 主要構造部が木造以外のもの

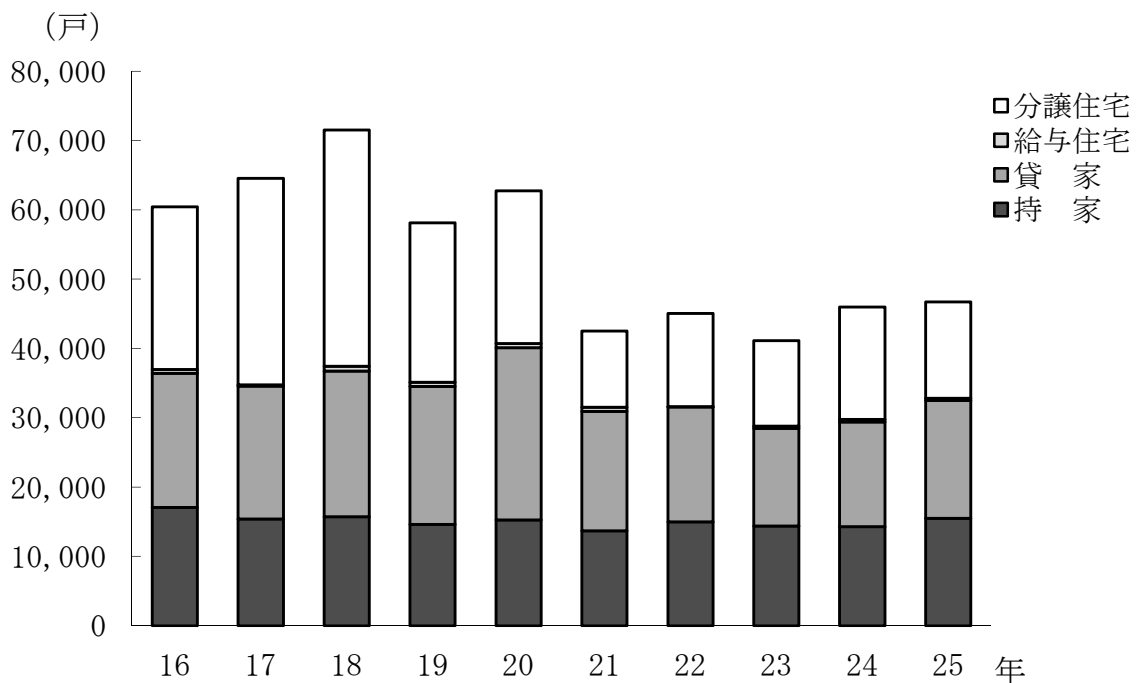
- (注) 1 新設住宅中の ( ) は、床面積の合計欄については1戸当たりの床面積 (㎡)、その他の欄については新設住宅戸数に占める割合 (%) である。
- 2 《 》内は、前年比伸び率である。
- 3 四捨五入の関係で合計に一致しないことがある。

## 2. 建築着工状況グラフ

(1) 全建築物の着工床面積（平成16年～平成25年）



(2) 新設住宅の着工戸数（平成16年～平成25年）



3. 特定行政庁（12市）の状況

（平成26年4月1日）

特定行政庁	所管部（課）名	住所	電話	発足年月日
千葉市	都市局建築部建築指導課	〒260-0026	043-245-5837	S 42.8.1
	都市局建築部建築審査課	千葉市中央区千葉港 2-1	043-245-5841	
市川市	街づくり部建築指導課	〒272-8501 市川市八幡 1-1-1	047-334-1111（代）	S 46.4.1
船橋市	建設局建築部建築指導課	〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25	047-436-2672	S 46.4.1
松戸市	街づくり部建築指導課	〒271-8588	047-366-1111（代）	S 46.4.1
	街づくり部建築審査課	松戸市根本 387-5		
柏市	都市部建築指導課	〒277-8505 柏市柏 5-10-1	04-7167-1145	S 56.4.1
市原市	都市計画部建築指導課	〒290-8501 市原市国分寺台中央 1-1-1	0436-22-1111（代）	S 56.4.1
佐倉市	都市部建築住宅課	〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97	043-484-1111（代）	H 16.4.1
八千代市	都市整備部建築指導課	〒276-8501 八千代市大和田新田 312-5	047-483-1151（代）	H 18.4.1
我孫子市	都市部建築住宅課	〒270-1192 我孫子市我孫子 1858	04-7185-1111（代）	H 24.4.1
浦安市	都市整備部建築指導課	〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1	047-351-1111（代）	H 25.4.1
習志野市	都市整備部建築指導課	〒275-8601 習志野市鷺沼 1-1-1	047-453-3860	H 26.4.1
木更津市	都市整備部建築住宅課	〒292-8501 木更津市潮見 1-1	0438-23-8596	H 26.4.1

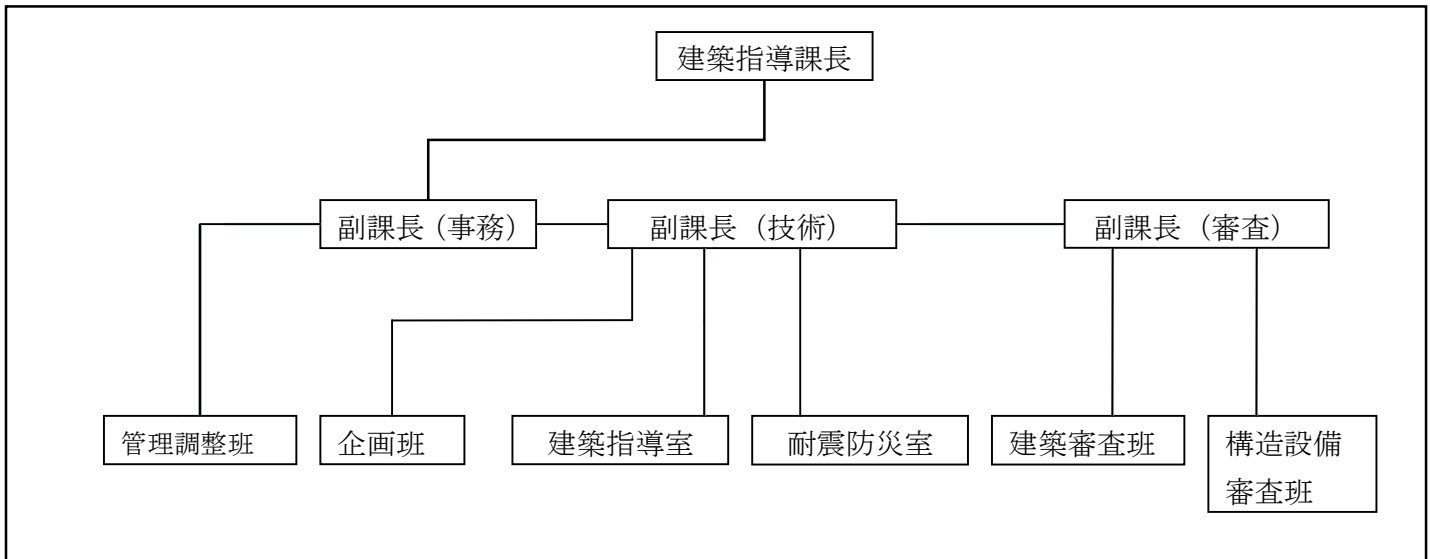
4. 限定特定行政庁（9市）の状況

（平成26年4月1日）

市	局部課	住所	電話	発足年月日
流山市	都市計画部建築住宅課	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1	04-7158-1111（代）	S 62.4.1
鎌ヶ谷市	都市建設部建築住宅課	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1	047-445-1141（代）	H 2.10.1
野田市	都市部建築指導課	〒278-8550 野田市鶴奉 7-1	04-7125-1111（代）	H 5.6.1
君津市	建設部建築課	〒299-1192 君津市久保 2-13-1	0439-56-1143	H 6.4.1
成田市	土木部建築住宅課	〒286-8585 成田市花崎町 760	0476-20-1564	H 8.4.1
茂原市	都市建設部建築課	〒297-8511 茂原市道表 1	0475-23-2111（代）	H 10.4.1
四街道市	都市部建築課	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-6144	H 12.4.1
白井市	環境建設部建築指導課	〒270-1492 白井市復 1123	047-492-1111（代）	H 24.4.1
印西市	都市建設部建築指導課	〒270-1396 印西市大森 2364-2	0476-42-5111（代）	H25.4.1

5. 県建築指導課の状況（H25.6.1 現在）

(1) 組織図



各室の分掌事務

班室名	分掌事務
管理調整班 (3名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 職員の人事・サービス等に関すること</li> <li>2. 予算及び決算に関すること</li> <li>3. 建築物の統計に関すること</li> </ol>
企画班 (5名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法に係る条例、細則等の制定・改廃に関すること</li> <li>2. 課の施策に関する企画と調整に関すること</li> <li>3. 建築行政マネジメント計画に関すること</li> <li>4. 特定行政庁、指定確認検査機関及び県出先事務所等との連絡・調整に関すること</li> <li>5. 建築指導体制の整備に関すること</li> <li>6. 千葉県建築審査会の事務局に関すること</li> <li>7. 建築文化賞に関すること</li> <li>8. 建築物に係る相談等に関すること</li> <li>9. 誘導的建築行政推進のための事業に関すること</li> </ol>
建築指導室 (6名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築士事務所の指導に関すること</li> <li>2. 指定登録機関及び指定事務所登録機関の指導等に関すること</li> <li>3. 建築士事務所からの設計等の業務に関する報告書の受理等に関すること</li> <li>4. 建築士試験等に関すること</li> <li>5. 建築士審査会に関すること</li> <li>6. 公益法人等の許可・指導に関すること</li> <li>7. 建築関係団体の指導・育成に関すること</li> <li>8. 建築関係者等表彰に関すること</li> <li>9. 民間の確認検査機関の指導に関すること</li> <li>10. 指定構造計算適合性判定機関に関すること</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>11 違反建築の未然防止及び指導に関する事</li> <li>12 違反建築に係る建築主・施工者及び工事監理者等の指導に関する事</li> <li>13 訟務に関する事</li> <li>14 浄化槽工事業者登録等に関する事</li> <li>15 特殊建築物の定期調査報告に関する事</li> </ul>
<p>耐震防災室 (5名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 総合防災対策に関する事</li> <li>2 耐震対策・耐震化促進に関する事</li> <li>3 がけ地近接危険住宅移転事業に関する事</li> <li>4 アスベスト対策に関する事</li> <li>5 密集市街地の整備促進に関する事</li> </ul>
<p>建築審査班 (6名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法に基づく各種申請の受付等及び意匠の審査並びに検査に関する事</li> <li>2. 千葉県建築基準法施行条例に係る認定に関する事</li> <li>3. 不適格建築物等の台帳の整理に関する事</li> <li>4. 独立行政法人住宅金融支援機構災害関連融資住宅等の設計及び現場審査等に関する事</li> <li>5. バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に係る指導・助言等に関する事</li> <li>6. 民間の建築確認機関からの確認審査報告書の受理等に関する事</li> <li>7. 地域の実情に即した規制区域・規制値の指定等に関する事</li> <li>8. 建築規制の特例等による建築許可・認定に関する事</li> <li>9. 建築協定の認可に関する事</li> <li>10. 低炭素法の認定申請及び省エネルギー法の届出に関する事</li> <li>11. 道路台帳整備に関する事</li> <li>12. 台帳電子化整備に関する事</li> </ul>
<p>構造設備審査班 (3名)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法に基づく各種申請の受付等及び構造・設備の審査並びに検査に関する事</li> <li>2. 民間の建築確認機関からの確認審査報告書の受理等に関する事</li> <li>3. 昇降機等の定期検査報告に関する事</li> <li>4. 低炭素法の認定申請及び省エネルギー法の届出に関する事</li> <li>5. 浄化槽法に係る浄化槽の設置等の届出に関する事</li> </ul>

6. 県出先機関の状況

(H26.4.1 現在)

事務所名	所在地・電話番号	所管区域
柏土木事務所 建築宅地課	〒277-0005 柏市柏 745 04-7167-1371	野田市（限定）・流山市（限定）・鎌ヶ谷市（限定）
印旛土木事務所 建築課	〒285-0026 佐倉市鏑木仲田町 8-1 043-483-1141	四街道市（限定）・白井市（限定） 八街市・酒々井町・印西市（限定）・栄町
成田土木事務所 建築宅地課	〒286-0036 成田市加良部 3-3-2 0476-26-4854	成田市（限定） 芝山町・富里市・多古町
香取土木事務所 建築宅地課	〒287-0003 香取市佐原イ 126-6 0478-52-5554	香取市・神崎町・東庄町
海匠土木事務所 建築宅地課	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ 1999 0479-72-1172	銚子市・匝瑳市・旭市
山武土木事務所 建築宅地課	〒283-0006 東金市東新宿 17-6 0475-54-1133	東金市・九十九里町・山武市 横芝光町・大網白里市
長生土木事務所 建築宅地課	〒297-0026 茂原市茂原 1102-1 0475-24-4286	茂原市（限定） 長南町・睦沢町・一宮町・長柄町 白子町・長生村
夷隅土木事務所 建築宅地課	〒298-0004 いすみ市大原 8513-1 0470-62-3315	勝浦市・御宿町・いすみ市・大多喜町
安房土木事務所 建築宅地課	〒294-0045 館山市北条 402-1 0470-22-4340	館山市・鋸南町・鴨川市・南房総市
君津土木事務所 建築宅地課	〒292-0834 木更津市貝渕 3-13-34 0438-25-5137	君津市（限定） 富津市・袖ヶ浦市

7. 建築基準法の確認等に係る事務の所管区分

区分		県		市		
		建築指導課	出先事務所	限定特定行政庁 (流山市・鎌ヶ谷市・野田市・君津市・成田市・茂原市・四街道市・白井市・印西市)	特定行政庁市 (千葉市・市川市・船橋市・松戸市・柏市・市原市・佐倉市・八千代市・我孫子市・浦安市・習志野市・木更津市)	
建築確認・ 検査・建築主 事事務	建築物	特殊建築物 (法第6条第1項1号の学校、 旅館、共同住宅等)		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下	
		上記以外の 建築物	木造		全部	階数2以下、かつ、500㎡以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)
			非木造	右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下	階数1以下、かつ、200㎡以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)
	工作物	工作物 (煙突、広告塔、擁壁等)		煙突：23mを超えるもの 擁壁：5mを超えるもの	左欄以外	煙突、広告塔、記念塔等：10m以下 擁壁：3m以下 (所管外の建築物の敷地のもの等を除く)
		昇降機等 (遊戯施設等)		全部		
		準用工作物 (製造プラント等)		全部		
	建築設備	昇降機 (エレベーター、 エスカレーター等)		右欄以外	住戸内のみを昇降するエレベーターで かごの床面積が1.1㎡以下のもの (所掌建築物のものに限る)	
		建築設備 (空調、排煙等の設備)		右欄以外	所掌建築物に係るもの	
	工事中の建築物等の仮使用承認		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下		
	工事中の建築物等の仮使用承認		右欄以外	4階以下、かつ、2,000㎡以下		
私道の位置の指定			全部	全部		
知事又は 市長事務	制限緩和の許可・認定		右欄以外	仮設建築物の許可 法第43条第1項ただし書きの許可	仮設建築物の許可(所管建築物に係るもの) 総合的設計の一団地認定( )	
	工事中の建築物の安全計画の届出		右欄以外	所掌建築物に係るもの		
	地区計画等の予定道路の指定		右欄以外	利害関係者の同意のあるもの	利害関係者の同意のあるもの	
	建築協定の認可		全部			
	知事事務		全部			
	建築動態統計		全部			

全部

備考 限定行政庁の事務範囲は、法第97条の2の規定によるもの



8. 特定行政庁別建築確認・計画通知件数（計画変更の確認を含む）

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

特定 行政庁名	確認（行政機関）				確認（指定確認検査機関）				計画通知				合計
	建築物	建築 設備	工作物	小計	建築物	建築 設備	工作物	小計	建築物	建築 設備	工作物	小計	
千葉県	867	24	86	977	6,444	292	239	6,975	31	2	8	41	7,993
千葉市	140	5	9	154	4,723	310	99	5,132	47	49	2	98	5,384
船橋市	60	6	10	76	3,154	95	34	3,283	34	13	2	49	3,408
市川市	41	2	2	45	2,409	134	20	2,563	6	6	0	12	2,620
松戸市	17	3	3	23	2,549	92	29	2,670	10	3	0	13	2,706
柏市	37	2	8	47	2,491	92	33	2,616	21	5	0	26	2,689
市原市	116	0	6	122	1,476	44	34	1,554	5	1	0	6	1,682
佐倉市	77	1	3	81	755	20	14	789	11	6	0	17	887
八千代市	34	0	3	37	1,196	26	13	1,235	8	2	1	11	1,283
我孫子市	35	1	2	38	681	8	5	694	21	3	0	24	756
習志野市	26	0	2	28	419	0	13	432	2	0	0	2	462
木更津市	153	0	2	155	638	0	7	645	9	0	0	9	809
流山市	29	0	5	34	904	0	14	918	2	0	3	5	957
鎌ヶ谷市	10	0	0	10	625	0	3	628	2	0	0	2	640
浦安市	20	6	1	27	519	22	2	543	8	1	1	10	580
野田市	53	0	0	53	741	0	0	741	1	0	0	1	795
君津市	72	0	0	72	325	0	1	326	0	0	0	0	398
成田市	92	0	3	95	541	0	4	545	11	0	1	12	652
茂原市	33	0	0	33	406	0	2	408	3	0	0	3	444
四街道市	25	0	1	26	568	0	0	568	3	0	0	3	597
白井市	6	0	0	6	295	0	0	295	0	0	0	0	301
印西市	14	0	1	15	503	0	2	505	10	0	0	10	530
計	1,957	50	147	2,154	32,362	1,135	568	34,065	245	91	18	354	36,573

※ 「確認」は確認済証の発行件数、「計画通知」は適合通知の発行件数です。

9. 県出先機関別建築確認事務取扱件数（計画変更の確認を含む）

（平成25年4月1日～平成26年3月31日）

土木事務所名	確認			計画通知			合計	許可等
	建築物	設備	工作物	建築物	設備	工作物		
千葉土木事務所	1	0	2	2	0	0	5	6
柏土木事務所	16	0	5	0	0	0	21	18
印旛土木事務所	40	0	6	4	0	2	52	3
成田土木事務所	46	1	8	2	0	1	58	11
香取土木事務所	103	0	2	3	0	0	108	10
海匝土木事務所	85	0	4	2	0	0	91	13
山武土木事務所	115	0	13	3	0	1	132	29
長生土木事務所	59	0	15	0	0	0	74	20
夷隅土木事務所	83	0	5	1	0	0	89	15
安房土木事務所	188	0	9	3	0	1	201	25
君津土木事務所	117	2	17	1	0	2	139	9
小計	853	3	86	21	0	7	970	159
本庁扱い	14	21	0	10	2	1	48	20
合計	867	24	86	31	2	8	1,018	179

10. 特定行政庁別建築確認・計画通知・許可件数の推移（計画変更の確認件数を含む）

（平成20年度～平成25年度）

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	（確認+計画通知）計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成20年度	県	1,417	58	235	1,710	55	1,765	244
	千葉市	309	24	50	383	84	467	125
	船橋市	215	14	28	257	21	278	40
	市川市	164	13	3	180	22	202	130
	松戸市	111	21	19	151	22	173	62
	柏市	66	0	21	87	34	121	34
	市原市	323	0	12	335	18	353	44
	佐倉市	188	1	66	255	8	263	15
	八千代市	79	2	8	89	6	95	8
	我孫子市	35	0	1	36	8	44	19
	習志野市	75	0	2	77	0	77	2
	木更津市	270	0	2	272	3	275	0
	流山市	41	0	1	42	5	47	0
	鎌ヶ谷市	71	0	1	72	3	75	0
	浦安市	23	0	0	23	0	23	1
	野田市	149	0	4	153	3	156	2
	君津市	102	0	2	104	6	110	0
	成田市	106	0	1	107	21	128	10
	茂原市	198	0	0	198	0	198	0
	四街道市	20	0	0	20	1	21	2
	計	3,962	133	456	4,551	320	4,871	738
平成21年度	県	1138	21	191	1350	49	1399	218
	千葉市	239	19	27	285	86	371	129
	船橋市	123	12	13	148	33	181	16
	市川市	114	7	1	122	18	140	96
	松戸市	51	1	10	62	13	75	57
	柏市	52	6	6	64	49	113	31
	市原市	229	2	18	249	19	268	40
	佐倉市	160	1	8	169	5	174	7
	八千代市	35	0	5	40	6	46	9
	我孫子市	29	0	1	30	11	41	18
	習志野市	48	0	0	48	2	50	3
	木更津市	48	0	13	261	2	263	1
	流山市	37	0	4	41	11	52	0
	鎌ヶ谷市	42	0	1	43	2	45	0
	浦安市	23	0	0	23	3	26	1
	野田市	108	0	1	109	3	112	2
	君津市	103	0	4	107	6	113	0
	成田市	71	0	4	75	20	95	6
	茂原市	85	0	2	87	3	90	0
	四街道市	24	0	0	24	5	29	2
	計	2959	69	309	3337	346	3683	638

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成 22 年度	県	951	33	134	1,118	42	1,160	236
	千葉市	96	11	27	134	150	284	119
	船橋市	120	9	19	148	23	171	47
	市川市	91	2	1	94	20	114	118
	松戸市	61	6	6	73	11	84	74
	柏市	50	5	5	60	47	107	21
	市原市	191	0	9	200	29	229	46
	佐倉市	138	1	12	151	11	162	19
	八千代市	36	4	4	44	5	49	7
	我孫子市	25	0	1	26	10	36	22
	習志野市	50	0	0	50	6	56	0
	木更津市	252	0	3	255	2	257	0
	流山市	29	0	3	32	14	46	1
	鎌ヶ谷市	16	0	0	16	1	17	1
	浦安市	14	0	0	14	4	18	1
	野田市	78	0	2	80	5	85	2
	君津市	84	0	2	86	5	91	1
	成田市	101	0	4	105	21	126	12
	茂原市	42	0	0	42	1	43	0
	四街道市	14	0	1	15	0	15	2
	計	2,439	71	233	2,743	407	3,150	729
平成 23 年度	県	847	24	50	921	43	964	215
	千葉市	210	18	20	248	86	334	107
	船橋市	72	9	9	90	27	117	47
	市川市	68	10	1	79	20	99	108
	松戸市	42	5	2	49	14	63	76
	柏市	46	1	1	48	56	104	20
	市原市	189	0	6	195	25	220	31
	佐倉市	180	0	3	183	3	186	12
	八千代市	40	0	1	41	12	53	9
	我孫子市	43	0	0	43	8	51	13
	習志野市	47	0	1	48	2	50	1
	木更津市	181	0	5	186	8	194	1
	流山市	23	0	8	31	14	45	5
	鎌ヶ谷市	17	0	0	17	0	17	0
	浦安市	14	0	0	14	2	16	2
	野田市	69	0	0	69	5	74	4
	君津市	74	0	0	74	3	77	1
	成田市	84	0	0	84	5	89	7
	茂原市	33	0	0	33	3	36	0
	四街道市	22	0	4	26	1	27	2
	計	2,301	67	111	2,479	337	2,816	662

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成 24 年度	県	831	25	92	948	37	985	208
	千葉市	152	8	20	180	68	248	90
	船橋市	77	8	10	95	42	137	48
	市川市	41	4	3	48	23	71	107
	松戸市	22	3	4	29	22	51	75
	柏市	39	3	4	46	22	68	35
	市原市	131	0	5	136	11	147	30
	佐倉市	87	0	2	89	11	100	11
	八千代市	34	2	2	38	6	44	14
	我孫子市	34	0	2	36	7	43	26
	習志野市	36	0	1	37	1	38	0
	木更津市	165	0	2	167	9	176	1
	流山市	36	0	8	44	5	49	2
	鎌ヶ谷市	8	0	0	8	1	9	1
	浦安市	11	0	0	11	4	15	0
	野田市	75	0	1	76	4	80	1
	君津市	93	0	0	93	1	94	0
	成田市	68	0	0	68	11	79	7
	茂原市	30	0	0	30	2	32	0
	四街道市	22	0	2	24	8	32	2
白井市	10	0	0	10	1	11	0	
計		2,002	53	158	2,213	296	2,509	658
平成 25 年度	県	867	24	86	977	41	1,018	179
	千葉市	140	5	9	154	98	252	80
	船橋市	60	6	10	76	49	125	39
	市川市	41	2	2	45	12	57	132
	松戸市	17	3	3	23	13	36	83
	柏市	37	2	8	47	26	73	43
	市原市	116	0	6	122	6	128	25
	佐倉市	77	1	3	81	17	98	16
	八千代市	34	0	3	37	11	48	10
	我孫子市	35	1	2	38	24	62	26
	習志野市	26	0	2	28	2	30	0
	木更津市	153	0	2	155	9	164	0
	流山市	29	0	5	34	5	39	0
	鎌ヶ谷市	10	0	0	10	2	12	0
	浦安市	20	6	1	27	10	37	12
	野田市	53	0	0	53	1	54	1
	君津市	72	0	0	72	0	72	0
	成田市	92	0	3	95	12	107	6
	茂原市	33	0	0	33	3	36	0
	四街道市	25	0	1	26	3	29	3
白井市	6	0	0	6	0	6	0	
印西市	14	0	1	15	10	25	6	
計		1,957	50	147	2,154	354	2,508	661

1 1. 特定行政庁別許可等申請取扱件数

(注) 内訳欄の件数は同一申請で2件以上の条項にわたるものは各々に計上している。

(平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

	許可等 申請取扱 総件数*	許可等の件数の内訳														
		法第7条 の6・ 法18条 第22項	法第43条	法第44条 第1項	法第47条	法第48条									法第51条	法第52条
						第1,2項	第3,4項	第5,6,7項	第8項	第9項	第10項	第11項	第12項	第13項		
県	179	22	59	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
千葉市	80	12	29	10	0	2	4	3	0	0	1	0	1	0	0	0
市川市	132	10	94	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	39	8	17	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
松戸市	83	7	34	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	43	3	21	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
市原市	25	3	18	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	16	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	10	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子市	26	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	12	3	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県計	661	76	288	24	0	3	6	6	0	0	2	0	1	0	5	0

許可等の件数の内訳

	法第 53 条		法第 53 条 の 2	法第 55 条 第 2 項	法第 55 条第 3 項		法第 56 条 の 2	法第 57 条 の 4	法第 59 条	法第 59 条 の 2	法第 60 条 の 2	法第 67 条 の 2	法第 68 条	法第 68 条 の 3~7	法第 85 条		内訳計
	第 4 項	第 5 項			第 1 号	第 2 号									第 3・4 項	第 5 項	
	県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	89
千葉市	0	0	0	1	1	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	10	80
市川市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	26	132
船橋市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	39
松戸市	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	35	83
柏市	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	43
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	25
木更津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6
佐倉市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	16
習志野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
我孫子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	26
鎌ヶ谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12
四街道市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6
千葉県計	0	0	0	4	1	7	8	0	0	0	0	0	0	3	0	227	661

# 建築行政区域図 (H26. 4. 1現在)

